

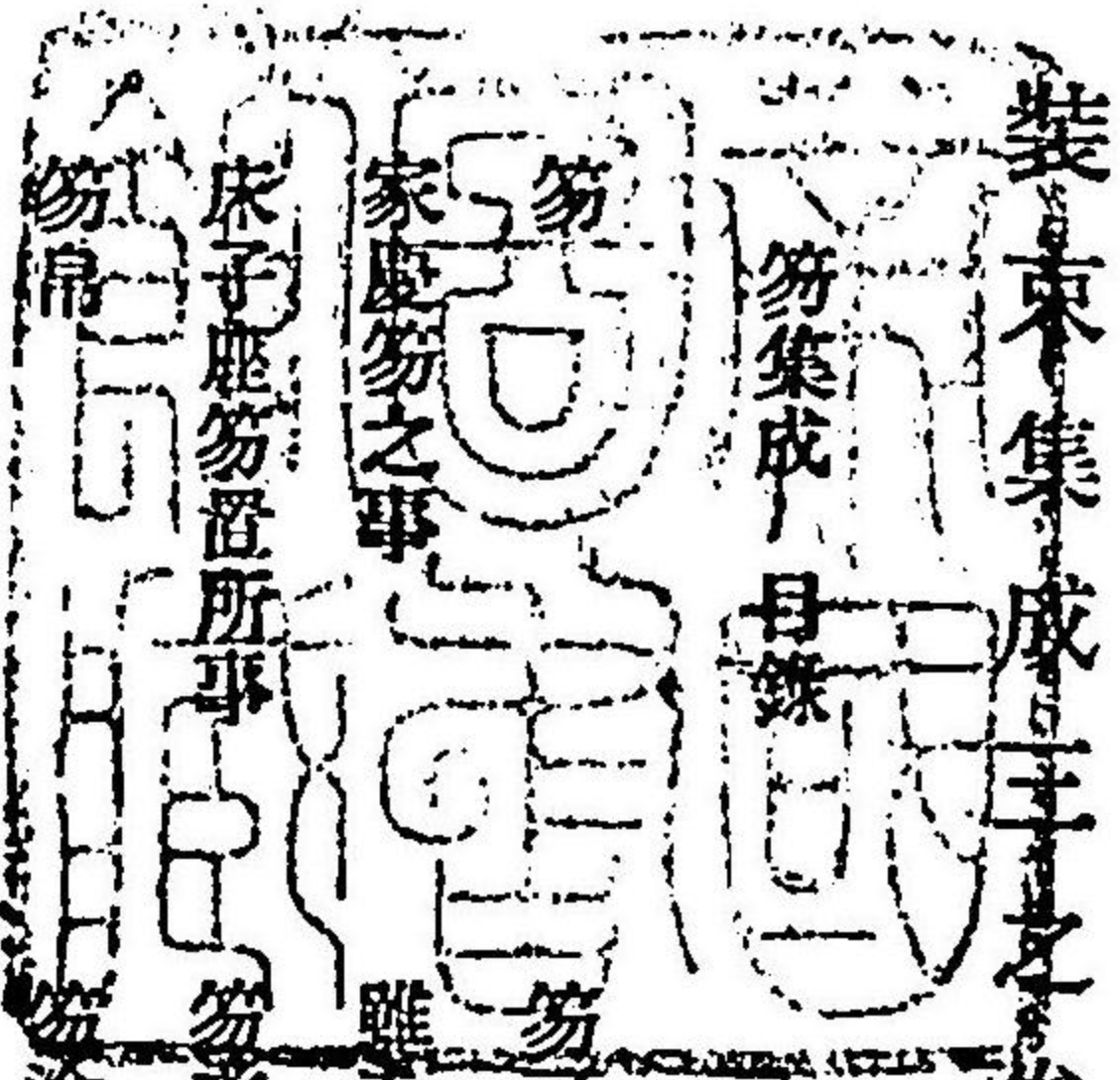
192
55

言
裝束集成

卷三



裝束集成三之卷 目錄



笏

家慶笏之事

床子座笏置所事

笏

笏可用板目事

雖寺中不入堂中時笏不持說事

笏差様事

笏塗事

牙笏

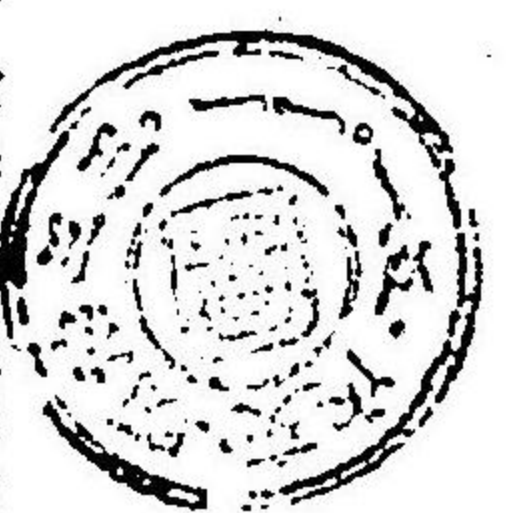
把笏例

於腋陣床子見文之時笏置様事

指笏故實事

朝覲行幸時上皇御笏事

笏袋



扇集成 目錄

扇說

蝙蝠并杉横目

扇橋

鎮扇

帖紙集成 目錄

帖紙

袴并指貫集成 目錄

袴

東宮御表袴

五明扇

夏扇

香染扇事

餓鬼附

帖紙を笏の替に用ふる事

褶

院中御表袴

槍扇

年老公卿夏扇事

重服扇

餓鬼附

しびらだつ物

親王御表袴

櫻のみへかさね

ばんほり

諒闇扇事

差扇

天子御表袴

公方御表袴

僧綱槍扇

宿老人持杉横目扇事

差扇

帛御服御袴

臣下表袴

裝束集成 目錄

着張下襲事 節會之時着張下襲例事 小忌下襲 下襲色々事 神社御幸之時御染下襲事
 火色附搔練 火色皆練下襲差別事 躑躅 同張下襲事 紅梅
 紅梅下襲時半臂事 蘇芳 薄色 松重 花葉色
 紅葉 紅葉重 菊 裏欺冬並花欺冬白欺冬 花橘
 女郎花 柳 始着柳下襲事 節會日着柳下襲事 冬柳下襲裏色可濃事
 黃柳 萌木 櫻 櫻下襲不着黒半臂事 櫻下襲不可用梅半臂事
 白襲 可春季着白襲事 樂人白襲 臨時客之時高年中將着白襲事
 二藍 青朽葉 始着青朽葉下襲事 木賊色 蒲萄染
 葛蒲重 蘇芳襲の蒲萄染 赤白橡蒲萄染下襲 二藍蒲萄染 赤色
 若鷄冠下重 やなぎの下がさね
 凶服 鼠色 鈍色 裾付寸法之事 下襲裾不疊持事
 蒼草色 裾着様附裙石帶掛様事 裾取様 下襲の尻くゝる事 裾尻引様 於陣座引直裾作法事
 裾懸様 公卿參内時可掛裾事 裾懸下様 欄檻裾懸事 懸公卿裾於欄作法事
 打出 雛頭
 相集成 目錄 山ぶさかさね相 葛蒲重相 行幸御逗留之時衛府齎出相事
 相 ころ相

相寸法

凶服相

半臂集成 目錄

半臂

半臂寸法

はんひの褌うらなき事 はんひのをの事 凶服半臂

平緒集成 目錄

平緒濫觴

平緒名目

紫綾 紫地 蘇芳綾

青綾

櫛綾

薄櫛綾

櫛綾

紺地

萌木地

紅梅地

白地

香綾

鈍色

續平緒

太刀平緒結付様

平緒結様

垂井切平緒

帶集成 目錄

御組帶

色々帶

石帶

有文巡方帶

有文丸袴帶

無文巡方帶

無文丸袴帶

馬腦帶

瑠璃帶

白玉帶

金青玉帶

金銀裝腰帶

烏犀帶并烏油帶

犀角通天

犀角巡方帶

犀角丸袴帶

斑犀帶

諒關行幸供奉公卿帶事

白石帶

上手

重服帶

輕服帶

名物帶

獅子形鬼形

玉帶見知實玉作玉事

有穴帶稱風切事附通用有文無實事

三月卅日御幸他所翌日還御之時帶事

劔并刀集成 目錄

十拳劔、十握劔、十掬劔 九握劔、八握劔 天蓋雲劔、草薙劔、草那薙劔 麤正

韓劔

天蠅斬劔

大葉刈神戶劔

頭槌劔

至于人代劔始

御劔

日月護身劔

壹切

丙毛槐林劔

靈劔

狛劔

太刀

都牟刈之太刀

頭椎太刀

作太刀

摩差比

大太刀

刻鏤太刀

造太刀

橫刀

玉纏橫刀

須我流橫刀

窠鏝鳳窠柄輕之太刀

雜作橫刀

太祝橫刀(金裝橫刀、

銀裝橫刀、烏裝橫刀)

寶劔晝座御劔之事

勅授帶劔

劔之寸法

劔晝劔

劔名目

劔裝束

左右兵衛劔裝束事

近衛次將隨身劔裝束事 劔着樣劔

傍劔代

螺劔

螺劔長劔

槌螺劔

蒔繪螺劔

木地螺劔

遠所行幸日用蒔繪螺劔事

最勝講之時次將着蒔繪螺劔事

螺劔細劔

側螺劔

蒔繪劔

野劔(刺刀短刀匕首紐刀)御幸之時御劔役人之事

可立叙列次將作法之事

衛府劔之事

平鞘劔

螺劔野劔

蒔繪野劔

蒔繪細劔

細劔

細劔柄用加倍良木事

次將勤本府役之時劔付丸緒帶事

細鞘

水精柄劔

騎馬日不帶水精柄劔事

瑠璃柄劔

沃懸地劔

有樋劔

鹿地劔

薄鹿地劔

黑漆劔

尻鞘

虎豹、水豹、熊、斑猪、并細尻鞘

豹名目

繪尻鞘

魚形鹿并弘尻鞘

見鞘

烏頭太刀

六位下劔

俵紙

劔色々故實

太刀契事

節刀之事

劔笏事

節會時次將於堂上劔笏事

惣御劔置樣之事

朝親行幸之時劔置作法事

御幸時大將直衣劔笏間事

御幸時御劔役人作法之事

殿上帶劔

佛事准御齋會之時次將帶劔有無事

看長持大將劔爲非事

御劔

白黒太刀

目錄太刀

作太刀

鞘纏劔

笛鞘卷、白鞘卷

卷太刀

赤銅作、怒物作、細躬作、長覆輪、

兵庫鏢、御所作太刀、

小竹作太刀、蒔繪平鞘太刀、白覆輪太刀、白太刀、貝鏢太刀、鹹作太刀、虫鏢太刀

からひらの太刀

五尺三寸太刀

長太刀

刀

打刀

陣刀

腰刀、鎧通

馬手差

懐刀

脇刺太刀

藥研徹笹作

脇指、腰刀

大脇指、中脇指、

小脇差

陣脇指

少刀

合口井ハミダシ

燧袋并護刀

太刀傍

鮫皮

櫛

柄頭

布知

縵

目貫、マフタギ、白カ子ノ目貫、

鐔、菱鐔、練鐔、金鐔、柔鐔、洗鐔、

栗形

折金

脛膝金

切羽

鷗目

髮插

鞆袴

横刀緒

刀緒

劔鞘

梳又劔鞘

古制

魚袋集成 目錄

魚袋

裝束集成五之卷目錄

衣集成 目錄

衣色

衣

むらさきはなだのきぬ

ひとかさねにさるきぬのいろ

うすいろ

うすあを

しろきぬ

あかきぬ

緋衣

摺衣

出衣

山吹衣不可出事

いくわんなをしにきぬをいだす事

打衣

中倍

衣冠集成 目錄

衣冠

宿直裝束

衣冠具并着様

小紐

衣冠束帶之帶

衣冠に劔着様

衣冠襪

衣冠襪

院中御衣冠

臣下例

攝家之例

直衣小直衣傍續集成 目錄

直衣夏冬

襦衫

冬直衣

夏直衣

二藍直衣

天子御直衣

同御引直衣

主上如尋常召御直衣事 太上天皇御直衣

同二階織物直衣

院中御立烏帽子直衣

童御直衣付臣下童直衣

童五位着服之時、直衣束帶之體事

色々直衣

香直衣

櫻直衣

櫻のからきの御直衣

御直衣唐花文綾

紅梅直衣

濃紅直衣

紅梅織物直衣、桃花直衣、紅梅浮文直衣

薄御直衣

顯文紗直衣事

浮文直衣

裝束集成目錄

無欄直衣 初夏老脚着冬直衣事 平絹直衣 宿老人着平絹直衣事 練貫直衣
 緋直衣 着直衣事 禁色雜袍 宿直衣 冠直衣
 烏帽子直衣 同着例 着直衣人拜事 着直衣公卿參內事 直衣總角例
 內裏臨時相撲御覽、裝束事 直衣具 直衣着樣 直衣寸法色々 直衣有異文事
 直衣更衣 直衣更衣即夏冬隨之不改事 平生出仕候裝束 直衣ニ柏夾
 直衣之時夏持槍扇事 中年人着生指貫時、直衣色可違事
 凶服直衣 無文直衣 素服直衣 鈍色椽直衣 諒闇直衣 鈍直衣
 小直衣 院中小直衣 親王御小直衣 臣下小直衣 小直衣紋 小直衣着例
 小直衣一物三名 小直衣寸法 小直衣具
 凶服小直衣 素服 鈍色 御傍續 御傍續寸法 大帷集成 目錄 大帷 大帷

裝束集成六之卷目錄

布袴集成 目錄 布袴 直衣布袴 直衣布袴着用例
 半尻并 童裝束集成 目錄 毛拔形 御半尻寸法 半尻着次第 童裝束
 御半尻
 襪集成 目錄 天子襪 臣下襪 下沓
 履集成 目錄 御草鞋 尋常通得着艸鞋 緣寫 烏皮寫
 靴 着靴例 赤皮靴 靴氈(靴帶) 諒闇靴
 半靴 深履 藁深履 淺履(鼻切沓雁鼻) 鼻高履
 指懸 錦鞋 糸鞋 麻鞋 草履
 毛履 摩沓 屐子履 塗足駄 履屨
 貫 重服沓(沓敷) 諒闇行幸供奉公卿沓事 緒太 不取侍臣脫沓裏無
 乳草鞋 藁脛巾 赤脛巾 白脛巾 以鞋代履
 沓ヲ直ス事 引沓様事 沓掛 於本家之進退事 履袋

衛府具足近衛次將甲及召具集成 目錄

衛府具足	衛府長	近衛次將掛甲	朱末額掛甲	禰襦
よろひきするやう	召具裝束	隨身人數事付衛府長小雜色	隨身裝束	
隨身可重萌木相事	隨身尻籠負様	元三中御幸大將供奉時隨身裝束事	褌衣	
諒開隨身褌衣	小隨身	元日節會年老次將隨身用染分事	童裝束	
調度掛之事	雜色	舍人	御厩舍人	
車副	車副人數	看督長布衣	手振	馬長裝束
馬副	馬部	居伺	飼丁	牛飼
如木雜色	中間裝束	退紅	退紅白丁	白張
仕丁	十徳	八徳		
烏帽子集成 目錄				
烏帽子名目	烏帽子(立烏帽子風折)	熊野御幸御奉幣所々用立烏帽子事	烏帽子眉	
風折	引立烏帽子	採烏帽子	同拵様	さびるぼうしきらめ
さびるぼうし	平禮	平禮抹額	梨子打	梨子打平禮着様
梨子打近代カブル事	押帽子	折烏帽子	柳佐比	烏帽子風口
烏帽子風口に笄指事	厚塗薄塗	烏帽子皺	赤皮烏帽子掛	亂緒
烏帽子掛緒寸法	くだ	さて針事	烏帽子打懸着事	烏帽子タメ様

裝束集成七之卷目錄

布衣集成(狩衣)目錄

布衣	狩衣布衣問答	狩衣具	院中御狩衣	同布御狩衣(同着御例)
臣下狩衣	冠狩衣着例	狩衣着用例	狩衣寸法	
色々狩衣				
袍地狩衣	紗狩衣	顯文紗狩衣	襖狩衣	白襖狩衣
織襖	織襖薄襖白襖からかみうす色	虫襖狩衣	浮織物狩衣	ちやう絹狩衣
長絹雁衣不可着綾衣事(張裏狩衣)	狂文狩衣	純子狩衣	染付狩衣	二重織物狩衣
唐織物狩衣	若公卿布狩衣之時可着單事	單狩衣事	五位狩衣	六位狩衣仁和寺布
狩衣色目				
狩衣色	浮線綾はもえぎ、すはう、しろき	狩衣四季通用色之事	梅	
紅梅	柳	櫻	櫻萌木	權櫻
蘇芳	裏濃蘇芳	花山吹	裏山吹	藤
卯花	若雞冠木	杜若	盧橘	棟
女郎花	芻麥	菖蒲	桔梗	萩

紫苑	紫	黃紅葉	菊	黃菊
移菊	白菊	龍膽	枯色	枯野
松重	二藍	同布狩衣	薄色	薄青
朽葉	黃朽葉	きくちばのひねりかさねたる狩衣		檜皮
檜皮色之白裏	白裏	白張狩衣	白色	白布狩衣
香色	香布狩衣	花田	こきはなだの狩衣	赤色
萌木	海松色	木賊	とくさ薄色うす花田白青	蒲菊色
縹打狩衣	大紺地狩衣	黃狩衣	樺狩衣	紫纈狩衣
あかさかうのうら	秘色のかりさぬ	ながいろのうすいろ	いとゆふむすびの狩衣	摺衣
凶服				
青鈍狩衣	鈍色布衣	服者布衣	布狩衣	東武布衣供
主進退之事	腰帶	袖結		

裝束集成の卷

笏集成

衣服令に所定、一品以下、五位以上牙笏、六位以下、初位以上木笏、延喜彈正式云、五位以上、通用牙笏、白木笏、前
 誦後直、六位以下官人用木、前挫後方、今按、五位以上通用牙笏、白木笏、六位以下用木、則位尊卑之異也、
 鄭玄曰、球美玉也、文猶飾也、大夫士、飾竹爲笏也、不敢與君、並用純物、是其尊卑異也、大夫、與士笏俱用竹、大夫以
 魚須飾之、士以象骨爲飾、不敢純用一物、所以下人君也、又按、五位以上、前誦後直、六位以下前挫後方、則示其形制
 異也、禮記玉藻云、笏、天子以球玉、諸侯、以象、大夫以魚須、文竹、士竹木象可也、鄭玄云、以爲謂之班、々言班然、无
 所屈也前後皆方正也、茶謂、舒懈所畏在前也、圓殺其首、屈於天子也、大夫上有天子、下有已君、故首末皆圓、前後皆
 讓、正議云、前誦、謂圓殺其首、後直下角正方、讓於天子者、降讓於天子、故誦也、挫、鄭玄云、折也、賈逵曰、折其鋒曰
 挫、說文推也、牙象牙也、倭名抄十四、調度部中、服玩具第百七十八云、笏、四聲字苑云、笏（音忽、俗云尺）手板、
 長一尺六寸、闊三寸、厚五分也、唐會要曰、周制也、周禮云、諸侯象、太夫魚鬣、士以竹、晉宋以來、謂之手板、西
 魏以後、五品以上、通用象牙、武德四年七月六日、詔、五位以上象笏、六品以下竹木笏、舊制、三品以上、前挫後直、六
 品以上、前挫後屈、武德以來、一例上圓下方也、
 淮南子曰、武王、問大公曰、寡人、伐紂、恐後世鬪爭不已、太公曰、王欲久持、則塞民把笏、於是解其劍而帶之、笏此
 蓋周人制、笏之始也、樂記曰、武王克商祖冕摺笏、而處賁之士說劍也、飾抄云、笏、予所持之笏、法性寺關白、賜

清隆卿之笏、雅隆入道、授予、以之爲本樣也、甚持吉、入道相國(賴實)用之、當時右大將(家嗣)此樣也、頭廣厚キハ、重テ持惡也、當時、拜賀所用之、親王御笏、薄シテ持吉、古物如此歟、手本皆ツヒタリ、往古之人拜趨、以之可知也歟、久壽二正一、槐記曰、節會、今日所用笏、殊有光明、押笏紙之時、可損其光、(放笏紙、拭續飯之間、損光也)仍於高陽院、借請俊通笏、押笏紙、將着陣時、把件笏、重服人笏如常、保元、或秘記曰、但不瑩、云々、江家次第云、有鬚人、與無人、持笏束同也、凡笏、以頭當口程、頗僻持之也、而有鬚人僻持、無人頗奇持云々、禮葉考云、笏之事、釋名云、君有敎命、及所啓、則書其上、備忽忘、云々、本朝、以話詞、直書笏、例見三承和中、國史、異邦、以帛粘笏上、事文類聚續集笏木、記時、今官員執笏、最無道理、笏者、只在君前、詔事恐事多、須以紙粘笏上、記其頭緒、或在君前、不可以手指人物、使用笏云々、本朝之例、江次第云、任納言之時、着笏紙參入、若不具之人、仰外記、令書押云々、これ公事を行はる、こまの事也、常の事にはあらず、當時も、内辨の笏紙、外記に令押給ふなり、日本にて、笏を執る事、元正天皇御宇より執之也、笏を、しやくといふ和訓は、柞木にて作るゆゑに、さくを通じこんじて、しやくといふ也、柞木は、俗に伽羅木といふ木、飛州位山より出る、櫟の木と云ふは、柞の木的事なり、櫟とて、別にこれありて、櫟の實のなる木は、又々外の木なり、ならの木、くの木、かた木など、とくく同類にして、別木なり、此櫟の木とは、柞は別のものなり、柞の木をも、いちひと和訓して、笏に作る木なり、笏の寸法、江次第四冊目四丁目、除目所に云ふ、四位大納言、笏の長、式部判官記に云、笏長一尺二寸、上廣二寸七分、下廣二寸四分、厚二分、長二尺五六寸、家説、二尺五六寸、或二尺三寸、或一尺七八寸、皆所用也、此外に有説也、云々、(今按、當時笏の寸法、人の大小によりて、わくるなり、傳云ふ、寸法は、平居して、己がおとがひへ當て、長さを定むと云ふ、一説の傳なり、此法ま、相叶ふ、寸法能きほどに有之候間、堂上にて、此寸の定様を用ひられ、秘傳にて有之也、)

江次第抄云、笏者、備忽忘之儀也、在君前記事、恐忽忘、粘紙笏上、記其頭書、今笏紙之意、或在君前、不可手指人物、須用笏指之、常尺捕在腰間、不執在手中云々、しかれば、笏は、さしはかるの心にて、尺といふならん、笏をさしはかる意歟、當時笏に作る木は、柞、櫟、柞、櫻ふくらの笏、隨好用之、然ども、飛州の位山より出る柞を以て、最上とするなり、此柞を、いちひと云ふなり、委細前に記すものなり、西三條裝束抄云、中略(此所同裝束抄同文也、故略之)右同御抄に所見也(今按、當時は、主上も、牙笏は御執なくて、すはう柞の笏の由なり、牙無之によりて、御即位の時禮服にも、群卿笏のなり、牙の笏のごとく作りて、木を用ふ、)或記云、杉目笏爲善、近代用滿作事也、古最上寶物、皆板目也、西三條裝束抄云、笏、天子の御笏上下方也、是朝拜を受け給ふときの御笏也、上古は神祇を拜し給ふ時、給ふは前圓なり、臣下の笏、古は、五位以上は、象牙白木の笏を通用す、前挫後直也、六位以下木を用ふ、前挫後直也、五位までは、散位も是をとる、六位以下は、散位輩の事、ゆるさるよし、長元七年、法曹の勘文に見えたり、異朝には、天子球玉、諸侯象牙、大夫魚鬚、又は竹なり、士は木にて飾、或象骨を以て、是をかざるよしも見えたり、兩朝共に、形相の替を以て、尊卑をしめす、然るに中古以來、禮服の時許、牙笏を用ひ、常には並て木の笏也、一向制の定る事なし、但主上、上皇は、近代までも、牙笏を用ひ給ふと見えたり、二條裝束抄、同文、或記云、笏木は、櫟木也、飛彈國位山ノ櫟、名木賞翫也、官ニ依リ長短有リ、笏は元來、物ヲ書キシルシ覺ユル器ナリ、扇ニ書注モ此故ナリ、天子ノ御笏ハ、上一文字ニスル、臣下ノ笏ハ、上ヲ九メニスルナリ、四位五位裝束抄云、笏(和名佐久、笏は公事等の次第を忘れざるために、笏の内に紙に張り記之)異朝には、君有敎命、及啓白、則書其上、備忽忘云々、本朝また笏に紙を押事あり、任納言之時、著笏紙參入、若不具之人、仰外記令書押のよし、江次第、古記に見えたり、但是も常の儀にあらず、公事行はる、時の事な

り、又寸法形相は、家不同、或はいちひ、又ふくらの類、各ふるく見えたり、近世或は櫻柀、人々の意巧定らざる歟、
 禮服着の外は、牙の笏なし、尊卑をわかつたず、木の笏なり、しやくとよむ事、子細ある事なり、裝束温故抄云、笏、
 ふるくは、さまざま、の子細侍るなれども、兩朝ともに、形相の替りをもて、尊卑をわかつてる事にや、中古已來、禮
 服の時ならでは、牙笏を不用、常にはなべて木の笏なり、寸法形相は、家々の説同じからず、木は柀、ふくら、櫻、柀
 など、人々の意巧さたまらず、およそ笏は、異朝にも、君の教命、又啓白のことくを書付けて、覺悟の者なり、本
 朝にも、笏紙を押す事侍るよし、水鏡云、養老二年と申し、に、不比等、律令をえらびて、御門にたてまつり給ひ
 き、同三年と申し、二月に、百官を召して、笏をもつ事は、はじまり侍りしなり、當代裝束抄云、笏、近代不分尊
 卑、皆木笏也、昔は官の高下に依りて、替り有るよし、裝束抄に見えたり、笏を持つ事、正直にすべきためのよし、
 徳大寺公信公の被仰候、笏紙とて、其日の役儀を、紙に書付け、笏の裏に張付けし由、沙汰有りて、笏に、大職冠、中
 臣公と云有り、先大職冠は、長さ一尺四寸八分、上二寸五分、下一寸五分、厚さ二分にして、平めなり、中臣公は、長
 さ一尺四寸五分、上二寸、下一寸五分にして、丸み有り、又公信公の笏は、上二寸五分、下一寸三分、厚さ二分、木は
 何も、飛彈國位山の柀を用なり、其外ふくら、櫻も用ふるなり、雜史云、笏形相不定、以古笏爲ル木ハ、飛彈國位
 山ノ柀ノ木ナリ、フクラ、柀、サクラモ作ル也、又云、笏、公事政事、其事ヲ忘レザルタメナリ、笏の附紙を張記之、
 木並に形相不定、木は飛彈國位山、イチヒノ木ヲ用フナド云フ記アリ、或書、圓ナル方ヲ爲上、中ヲタユメタル
 モノナリ、然則上下内ニアリ、中ハ外ヘハルナリ、仍テ不近身、云々、文獻通考、晋宗以來、謂之手板笏也、

笏可用板目事

世俗淺深秘抄云、以板目笏爲善、近代、用滿佐事、僻事也、最上寶物、皆板目也、

牙笏

衣服令、朝服條下云、牙笏、同、皇太子禮服條下云、牙笏、同、親王禮服條下云、牙笏、同、諸王禮服條下云、牙
 笏、同、諸臣禮服條下云、牙笏、同、武官禮服條下云、牙笏、鈔抄云、牙笏、貞應度、多以木、如牙笏作之、先例又
 如此、云々、永承六二十、土御師房曰、參殿、(頼通)有牙笏事、次殿仰曰、上下共に方なれば、是天子御笏也、是朝拜
 宛御用者也、其外神事之時、多用給上圓き也、敬神之心歟、天曆の御時、廣平親王參入之時、主上賜彼親王、上下方
 御笏、野宮大臣、九條殿、(師輔)傳聞此由、被致傍難云々、當代裝束抄云、牙笏古常用之たるよし、今は禮服の時な
 らでは不用、裝束圖式云、笏、近代其制定ル事ナシ、尋常木笏也、禮服ノ時ハ、牙ノ笏ヲ用フル也、雜史云、牙笏、
 禮服ノ時用之、臣下モ持之、多々良問答曰、實隆曰、朝賀ト云、元日公事久絶畢、御即位時着候、其時ハ、笏象牙ヲ
 用フル、平文ハ木ニテ造ルヲ用フ、心ハ、忽忘ノ事ヲ記シ付テ、可見心也、仍忽字ニ形トリテ、笏ヲ用フ、サレドモ、
 コツトハ云ハズシテ、シヤクト是ヲ云フ、或記曰、禮服時は、笏ト可謂ナレドモ、日本ノ習、忌ミテシヤクト云
 フト、云々、禮葉考云、牙笏ハ、禮服ノ時執ル、然ドモ當時、笏ニ作ル牙無之故ニ、木ヲ以テ、牙ノ笏ニ通シ用フ、
 形ハ別ニ圖セリ、

把笏例

桃華葉集云、笏、拜賀の時は、京極殿の御笏を用ふ、是を慶賀の笏となづく、江家次第云、元日節會曰、(上畧)内辨、
 於閑所令押笏紙、或立陣座後、召外記令押、任納言之後、著笏紙參入、若不具之人、仰外記令書押之、同頭書云、納
 言以上、必懷中笏紙、故實也、押笏紙事以下、家々所説不可勝計、可爲人々令所爲、後照念院裝束抄云、笏事、知足
 院殿仰云、有横目は、見苦也、仰曰、慶賀笏、(左近衛)代々拜賀時用之、牙笏、着禮服時用之、西三條裝束抄云、笏、

直衣を着用する時、事によりて持之也、二條裝束抄云、同文、衣文愚童訓衣冠條下云、神拜久時は、笏をこり給ふと心得べし、又束帶條下云、笏、(檜扇懷中)笏の把やうは、其人の習ひあり、又云、把笏(檜扇懷中)於殿上、侍臣、不持笏給よし也、又持弓立仗給ふ間は、小隨身にもたしむ、裝束唯心御抄云、笏之事、又時により、檜扇、末廣にても不苦義、(西三條五世、稱名院實條公仰に多分笏也、但し笏を持時は、檜扇を懷中すべき由なり、)

喪服事云、笏は、劔不帶也、例也、次將裝束抄云、法勝寺大乘會、帶劔取笏、隨身如例、其外佛事所、必撤劔笏耳、又云、新任大臣、若后宮、々司等、拜賀申繼之時、垂纓取笏、又云、立后、若勤啓將者、垂纓取笏參陣、蒙上卿命之後、參本宮、又云、立坊、立后、任大臣節會(讓位又同)縫腋、蒔繪細太刀、垂袴、取笏、又云、駒牽把笏、又云、向出立所人六衛府取笏隨、又云、警固、(四月末日夕)例束帶、(把笏)、又云、女叙位、院宮御申文役、御前之儀時、不把笏、(依殿上役也)直廬儀之時、取笏、又云、佛名出居、殿上次將、不取笏、地下將取笏、裝束拾要抄、可覺悟條々云、劔笏事、寺院之禮、必撤之、但御願寺供養、准御齋會之時、雖寺內不撤之、無此宣下、必可撤之也、又嘉保、京極御堂、雖不准御齋會、諸卿帶劔笏、是依可爲始終御居所也、(白川院仙居也)公卿、用螺鈿隱文帶、有先例者也、(東福寺、大檀那參堂之時、於總門外、下車之時、必解劔定例也)

次將裝束抄云、后宮以下、無殿上之所、隨役時、總帶劔把笏、如此事、非兼日催、隨參會勤仕之時、帶野劔、無其難、雖有殿上所、諸院同宿、后宮、親王以下、陪膳役送所宛等之時、必帶劔把笏、近日稱內府說也、(公繼公也)院御所中、解劔隨役、保延之比、待賢門院、灌佛、中將公能帶劔笏、彼是立隔也、又云、拜賀申繼、不帶劔、不取笏出逢、還畢申其人候由、帶劔把笏、又云、朝夕出仕束帶之時、帶劔者必持笏、(如夜御幸、可取松明之時、依略儀、雖帶劔、不持笏、無難、)

朝現行幸時上皇御笏事

世俗淺深秘抄云、上皇朝現行幸之時、或持笏、或不持、先例不同、只臨時可計事也殊存時可持者也、

家慶笏之事

吉部秘訓抄云、京極大殿御笏、卿以後被持、可宜許笏、花山院左府、(家忠公)不取授故權大夫、(忠宗)我給之、昇一位大臣畢、可云肖物歟、持件、參法性寺殿、被仰云、大殿笏一、令造給手、其中云々、

雖寺中不入堂中時笏不持說事

吉部秘訓抄云、建久四十一、同記云、今日、仁和寺、小字(高倉院御子)御灌頂後朝也、已剋出蓬門、參入觀音院、(束帶、駕檜柳車、共人、一兩人召具之)着棧敷屋、先之人々多參集、或又參加人々、皆不持笏、雖寺中、不入堂中之間持之、或又不持兩說也、帶劔人々、依有煩兼撤之歟、

於腋陣床子見文之時笏置樣事

吉部秘訓抄云、延久元年十二月廿六日、江記云、右府參陣、申文、大辨、置笏於座下、開文見之、嘉承元年十二月十九日、官奏、家記云、大辨、納笏於左膝下、舒卷端云々、近代、或見先達所爲、或恩身、并傍輩、各納膝下歟、西宮記云、殿上辨置笏(床子後、長押上)勘物云、中辨以下、或置長押上、或置床子、或度南給、官掌辨候、非參議大辨、置床子、或召官掌、給之、此儀、非見文之時歟、然而爲准據、注由候也、按察殿御次第、或置并床子、或倚立云々、尤有其與、不及披露、被用此說者、見者屬目、聞人感歎歟、以如此事、可云秘藏歟、但爲兩說歟、如何、

床子座笏置所事

吉部秘訓抄云、頭辨云、於床子見文之時、笏、或置前床子、或倚立之由、見都護次第、此事、近代不見及事也、尤有與、笏差樣事

吉部秘訓抄云、笏差様、有故實歟之由、尋申之、無別事之由、有命、持様有説、云々、

笏持様事

吉部秘訓抄云、笏持様事、有説如何、以左右手、ツムヤウニ持テタルヲ、ヨキトハ申、(本ノマ、)高顯内へ今持タル手ナル人ハ、能見云々、高短人、於事進退術事也、公任卿ハ、高短云々、任丞相、作法見苦シカリナント有沙汰、云々、聞此事、離居北山之由ニ傳歟、

指笏故實事

世俗淺深秘抄云、指笏様、左大指與人指ニテ、笏ノ下方、一寸餘許ヲ挾テ、右ヲ放テ廻ナリ、其後副劔股寄テ、能々不懸緒袖様、合用意テ、後へ可遣、抜時、能々閑可抜ク也、餘安ク抜クハ非也、背ニ指程、聊寄左テ、笏上方左へ可靡也、笏末方、帶ノ下へ、一寸餘許可出、或記云、後ノ方へ指スコト有リ、臺盤ノ縁ニ置コトモ有リ、又臺盤脚ニ、立掛テ置クコトモ有リ、又御倚子ニ腰掛玉フ時、尻敷クコトモ有リ、此内ニテハ、臺盤ノ縁ニ置クガ吉シ、又庭上ナドニテ、靴ノ沓ノ間へモサスナリ、是モ左右ニ不限、人ノ見ヌ方ニサス、笏ナガシト云フコトハ、惡説歟、

笏袋

唐明皇雜錄曰、故事、皆指笏於帶、然後乘馬、張九齡、體羸不勝、因設笏囊、使人持之馬前、遂以爲常制、梁職儀曰、八座尙書、以紫紗製手板、垂白絲於手、如筆、通志曰、今僕射尙書、手板、以紫紗製之、名曰笏袋、梁中世以來、執笏者、皆筆綴頭以紫囊之、此又似笏之設囊之始也、

笏帛

酉陽雜俎曰、陳希烈、不便指笏騎馬、以帛囊之、今左右持之、笏之設帛、自此始也、

笏塗事

或記云、古代塗たるよし、當時はぬらす、

扇集成

扇說

皇朝類苑云、日本扇、熙寧末、余遊相國寺、見賣日本國扇者、琴漆柄、以鴉青紙、如餅撲、爲旋風扇、淡粉、畫平遠山水、薄傅以五彩、近岸爲寒蘆衰麥、岡嶺竚立、景物如八九月間、艤小舟、漁人披釣、其上、天末隱隱、有微雲飛鳥之狀、意思深遠、筆勢精妙、中國善畫者、或不能也、索價絕高、余時若貧、無以還之、每以爲恨、其後再訪都市、不復有矣、畫繼云、倭扇、以松板兩指許、砌疊、亦如摺疊扇者、其柄以銅壓黑鏡、環子黃絲縑、甚精妙、板上卷、畫山川人物、松竹花草、亦可善、

圖海見開志云、高麗人、每至中國、或用摺疊扇、其扇、用鴉青紙爲之、上畫本國豪貴、雜以婦人、鞍馬、蓮荷、花卉、水禽之類、以銀泥爲雲氣用色之狀、極可愛、謂之倭扇、本出於倭國也、癸事雜識云、倭扇、用倭紙爲之、以彫木爲骨、作金銀花草爲飾、

五明扇

中華古今注云、五明扇、舜所作也、舜受堯禪、廣開視聽、求賢人以自輔、故作五明扇、秦漢、公卿士大夫、皆得用之、崔豹、古今注曰、舜廣開視聽、求賢人以自輔、作五明扇、而黃帝內傳、亦有五明扇之起、以五明而制也、陸機、扇賦曰、昔武王克商、造扇於前、然則今以粘涼者、周武王所作云、故傳有武王扇、唱之等、一曰、夏禹也、事物紀原云、崔豹古今注、舜、五明扇、作り給ふ由記せり、今涼をとる扇は、周武王作れる所と云々、

檜扇

禮葉考云、今案、扇、本式檜扇也、此檜扇を略して、紙を以て作りたるより、檜扇、蝙蝠の二品となる、束帶の時、夏

冬ともに、懷中せらる、處の檜扇なれば、夏と冬と無差別、檜扇たるべきを、後世に及びて、檜扇は冬扇、蝙蝠は夏の扇となりたる故、略には、夏冬共に、蝙蝠を、衣冠などにも持、又晴の衣冠には、檜扇を用ひらる、是人の所存による事になりたり、然れども、上古の法式、上に委細、古實を以て、記し侍るなり、可考見ものなり、今案、扇、和訓の義、扇アフギ也、要、カナメは蟹目也、三條西殿記云、蝶蟹目と有り、カナメを通音してカナメと云ふなり、體を以和訓したるなり、蟹の目のごとくなる故、蟹目と云也、扇の事、上古は、橋をあらはに付たるを、後代に及て、あらはにせず、さしかくしけるなり、一條兼良卿寺復の時、ねこ間を、紙よりにて、さちふさぎ給ふよしなり、然れば猫間は、かざりの様に見ゆるなり、一條家には、今に橋をあらはにして、用ひ給ふなり、朱ぬりの橋、地紙も朱のよしなり、又持明院家書注の傳に、扇のうらに、歌を書くに、橋を除きて書なり、橋を、地紙の内にかしかくす事、千の利休、ものすきにしたるよし也、ねこ間といふ事は、橋小間といふ、上略に、ねこ間といふか、今案じて、しるすものなり、ほねこまを略しては、のねこまならん、字彙、扇扉也、戸之有扇、如鳥之有羽、故以扇爲意、後愚昧記、應安四四十九云、直衣之時、雖夏、老者持檜扇事、今置之、禮葉考云、檜扇式正也、但暖暑の頃、用蝙蝠の事、可宜中、雖然直衣之時、夏も持檜扇、定例也、見吉部秘抄抄、或秘記云、以檜扇直沓、と見えたり、又或記、笏の代に用ふ、故夏冬通用して持ち給ふと云々、傍抄云、扇、公卿宿老之人、束帶之時、不論夏冬、持檜扇、直衣之時、猶持之、桃華葉葉云、檜扇は十五枚、若年の時は、白糸にてとちて、糸の餘りを、藤花に置物にして、要の上二三寸、持所を残すべし、是は中納言の中將、十七八歳の大納言、大臣杯の時、持つべし、宿德大臣などの時は、藤の丸を、糸にてははして、兩方の面に押すなり、束帶の時は、夏も檜扇を持つなり、三光院内府記云、檜扇、以糸置紋、家々紋有也、西三條裝束抄云、扇、宿老の公卿、夏冬をわかず、束帶直衣の時、是を持つ、古は檜扇、公事の次第

など、書きて、持ちたるを見えたり、三條装束抄、装束温故抄、同文、男装束抄云、檜扇事、常ニ用之、但夏は、カサチナドノ時モ、若キ人ナド、未廣を用ヒテモ無難、乍去、暑氣ノタメ也、檜扇、公卿殿上人、オシナメテ、用之者也、四位五位装束抄云、檜扇、束帯の時は懐中あるべし、檜扇の數廿五枚、或は廿八枚もあり、白糸にてとち、あまりを、藤の花、或は家々の紋を置物にして、猶あまり糸を以て、唐草などをはして、兩方に置くなり、十六歳以後より、三十歳までも、被用之、又三十歳以前といへども、公卿に至りて、唐草用ひ給はすも有り、老年猶かくのごとし、當代装束抄云、扇子、宿老の公卿、夏冬を分つ、束帯直衣之時、檜扇を持つ、若き公卿、暑氣は常の扇、冬は板目の泥繪、少し散し繪畫きたるを持つ也、攝家用來るは、盛年の時、兩方の表に、藤の丸は、して、押したる檜扇なり、又十七歳の頃は、白き糸にてとち、あまりを、藤のふさにむすびて持つ、十五歳より前は、杉の板目、繪を書きたる、蝶鳥の要の扇なり、古は公事の次第など書き付て、持ちたるよし見え侍るなり、又檜扇は、束帯の時用之、蝙蝠は、衣冠の時用ふと見えたり、装束記云、禁中御装束條下云、御檜扇、色紅塗、又云、御内々御服條下云、御檜扇、或末廣、蝙蝠共、又云、東宮御束帯條下云、御檜扇、横目扇、數二十五枚、卷糸付也、金物蝶鳥、金燒付也、又云、御童直衣條下、同前、世俗淺深秘抄云、東宮扇、地ハ檜ナリ、以白泥是ヲダム、以金青綠青圓鶴松龜波、村濃絲之垂ニ結松枝付也、鹿目、蝶小鳥以銀造之、雜史云、衣冠條下、檜扇持様、末廣ト同事也、武家ニテ、花ナドヲクハフ也、又云、檜扇染有、色スハウ、糸五色緒ノ端糸花ナドヲ付ケ、卷付テ持つ、童形ヤ女中用之、源氏權卷云、あふぎなどもおとし、河海抄云、女房も、式には、冬をかざらす用之、檜扇なり、秘抄云、冬も扇を用ふる儀、如何、さし扇は、冬も用之、上古の式歟、

櫻のみへかさね

源氏花宴卷云、櫻のみへかさね、細流云、檜扇なり、抄に見えたり、他抄、三重かさねと有り、しるしの扇は、櫻の三重かさね、花鳥餘情云、今案、櫻薄様、面白裏蘇芳なり、手習卷に、髪は、五重の扇を、ひろげたるやうなりと、枕雙紙云、なまめかしきもの、三重かさねの扇、五重になりぬれば、あまりあつくしてと云々、檜扇の兩方のうへ、三重つゝ、薄様にてつゝ、みて、色々の糸にてとちて、末をあはびむすびにして、置きたるなり、五重も同じ風情なり

僧綱檜扇

海人藻芥云、檜扇、僧綱（公卿扇廿五橋）凡僧（殿上人扇廿三橋）十五歳ヨリ内、非職ハ綾相扇用之、或記云、宮贈鏡色之時者、檜扇、其外蝙蝠持之也、

蝙蝠并杉横目

桃花葉云、衣冠直衣などの時、極熱には、蝙蝠の扇も子細なし、老者は、猶冬の扇を持つべし、近頃は、夏冬をいはず、蝙蝠を持つ人あり、例たるべからず、宇治左府は、夏の扇、香染無箔を、持ち給へるよし見えたり、（仁平元八十、長者の後、春日詣時用之、如何）尋常にも、是を持ち侍る由、日記にしるされたり、又香染冬の扇を、持ち給へる事も有り、（保延四二四、春日祭上卿の時事也、）西二條装束抄云、宿老の公卿、夏冬をわかず、束帯直衣の時、是を持つ、年若き公卿、炎天の頃蝙蝠、冬は杉、白泥の、ちらし繪書きたるを持つなり、攝家用ひ來るは、盛年の時、兩方の面に、藤の丸を、糸にてははして、押したる檜扇を持つ、亦十七八の比は、白糸の閉あましたるを、藤の房に結て持つ、一向十五以前は、杉横目の、繪を書きたる、蝶鳥の蟹目の扇なり、四位五位装束抄、衣冠條下云、

檜扇(付蝙蝠、束帯の時は、夏冬檜扇なり、衣冠も本儀檜扇なり、然ども近世多、冬夏共に蝙蝠なり、)冬檜扇、夏蝙蝠を持給ふなり、但し束帯の時、夏も檜扇なり、衣冠直衣などの時は、極熱には、蝙蝠子細なし、老者は、猶冬の扇を持つ人あり、例たるべからざるよしなり、以上古記に見えたり、それ蝙蝠とは、今の末廣なり、公卿以上は、妻紅也、繪は定る事なし、蝙蝠も、かはほりとよむなり、禮葉考云、日本にて、蝙蝠と異名して持之、扇の事、蝙蝠により、作れるよしなり、かはほりと云ふ和訓の儀は、蝙蝠蚊を欲するものゆゑ、かはほりといふ、ものを欲することを、和訓にほりといふなり、萬葉集に欲と訓す、又一説に、川をほり、しみづの邊に住ものゆゑに、かは欲と云ふ、兩説なり、日くるれば軒に飛びかふかはほりの、あふぎの風もすしかりけり、河海抄、今云末廣也、今世所見、公卿妻紅也、源氏紅葉賀云、箋注云、蝙蝠を見て、扇を作りはじむるなり、仍夏の扇の異名を、蝙蝠扇と云ふなり、山槐記云、應保元年九月七日、藏人頼保、(一臈判官納言預)持來塗骨扇、紙十枚、與予、謂進内裏之餘分云々、或記云鈍色或置文例有之、或記云、有塗骨扇、或色々扇、扇合之時有之、雜史云、衣冠之製ハ單、晴之時用、大帷子着ハ無之事也、當時衣冠ニ、夏冬末廣ヲ持、於公家如是、但襲等ノ時は檜扇也、江府ニテハ、雖晴無持末廣也、又云、蝙蝠、於公家、雖地下、皆妻紅ヲ用フ、江府五位、今ハ妻紅ヲ用フ、繪ハ鶴龜松竹、其他七賢ノ類等也、色極彩色也、繪不定、又云、狩衣直垂大紋ニハ、蝙蝠ヲ、總體金地墨繪、公家ハ、雖内服持末廣、又云、蝙蝠末廣ノ事ナリ、上代夏冬共ニスエヒロ、今は常持之、妻紅ハ、地紙ノ端上、紅ニテ雲形ナドシタルヲ、妻紅ト云フ、黒骨ハ、公家ニテハ忌ム、白骨計用ル、黒骨ヲ忌事モ、黒キチクヲ忌ム也、諒闇ノ時被用之由也、檜扇ハ、タ、ミテ持之、傍抄云、年少公卿、或炎天持蝙蝠、冬ハ、年少之人、横目扇(散薄書繪)持之、久安五十一、日吉行幸、三位中將兼長、用塗銀泥書菊也、冬扇、依禪閣仰ナリ、桃華葉葉云、扇、十五歳以前は、杉横目の扇、繪は松鶴龜环、祝物を書、裏のかた

は、蝶小鳥を畫く、色々糸にて、是をこぢて、糸の餘りを、あはび結にして、梅の散り花などを結び付けて、扇にまさて持つなり、要は、蝶鳥を、かねにて打ちて用之、十六歳の時分までも宥もちふ、苦しからず、裝束温故抄云、若き公卿、炎天の頃かはほり、冬は杉の横目の扇、泥宿をちらし、繪書たる、繪は松鶴龜などの、祝ひものを書く、裏のかたには、蝶小鳥をかく、色々糸にて、是をこぢて、糸のあまりを、あはびむすびにして、梅散花などを、結びつけて、扇にまさ付けて、もつなり、要は、蝶鳥などを、かねにてうつ、十六歳までは苦しからず、それよりうへは、白糸にてこぢて、糸のあまりを、家の紋を置物にして、かなめよりうへ、二三寸、持つ處を殘すべし、猶あまれる糸をもちて、唐草などははして、兩方の表におすなり、高倉家傳云、横目扇子、女中は大形粉ダビ、男は小形木地也、源氏鈴蟲卷云、かうぞめなる扇、秘抄云、尼の扇なり、弄花抄云、香染扇、

夏扇

若大臣、持夏扇事、傍抄云、保延二九二、鳥羽競馬、或秘記曰、予衣冠、帶野劍、持夏扇、(依大殿仰也) 次將裝束抄、賀茂祭使、赤色の扇、高倉家傳云、末廣、中啓にても、夏の方は、地紙の有るは、皆夏の扇子と云ふ、

年老公卿夏扇事

世俗淺深秘抄云、年老公卿、夏、裏面に薄不散、紅練紙扇、持之、知案内事也

ほんほり

或記云、白地表、源氏繪、極彩色泥引、裏泥の霞、秋の野、一條殿流、親骨少大く、丸骨猫間あり、常のとは違ふ、是は夏の扇とて、四條共に、用紙は鳥子(本ノヤ、イ)にしてかき、

宿老人持杉横目扇事

世俗淺深秘抄云、宿老人、能々我はと思ふ時、杉横目扇持之、故實也、近即、八條大相國實行公、參公家、竅勝講時、着瑠璃色下襲、持此扇、其外例多歟、雖參議納言、我はと思ふ人、不可有其難、然者先例多、不依官位持之歟、

扇橋

三光院内府記云、蝙蝠(平生用之、兩金猫間橋、白黒保禰、不用之) 裝束記云、扇子事、白キ骨ヲ常ニ用ヒ、赤キハ、官ニヨリ用、黒骨凶事ノ時用フ、海人藻芥云、蝙蝠扇橋事、六橋、別當、大小弼、廷尉持之、十二橋、常人持之、又云、猫間骨、大臣家物也、侍ハ瀧口輩、至孫子用之、其外家侍、一切不用之、然テ近年、田舎上下共用之、結句世外、禪律野僧持之、言語道斷事也、或人云、今ノ扇ハ、骨ヲ紙ノ中ヘ入ル、是ハ利休ノ作ナリ、元來骨ハ、紙ノ外ヘ出ス、故實ナリ、唐扇スベテ是ナリ、室町家ノ時ヨリ、鎮扇ト云フ物有リ、知レザルナリ、

香染扇事

傍抄云、保延四二四、春日祭、宇治丞相、上卿、束帶、香染、冬扇、
(本ノマシ) つげと云ふにして、骨はへた付なり、女中の夏の扇なり、要白角なり、女中言葉に、おうすくと、

重服扇

傍抄頭書云、重服扇、保元二十一廿八、或秘記云、重服之後、始出仕、扇鈍色、至干扇者、夏冬改之、

諒闇扇事

傍抄云、冬扇如常、但不置文云々、兩度諒闇、漢壁門院、後堀川院、或置文、夏扇、槿花色薄香村濃、或壯人散薄云々、

差扇

故實拔書云、廷尉扇事、春夏女郎花色、秋冬花田色、於香口不斷可用歟、又表裏同色、勿論、表香女郎花、是如何付(本ノマシ)

骨差骨、黒白等、共以可用哉、用夏扇事、堅固内々儀也、雖爲何篇、尤可有巨難、但可依多分流例歟、

鎮扇

或記云、室町家の時分有りたるよし、其制不知、

餓鬼附

布衣記云、太刀扇之事云々、次扇如常、みがさ付也

帖紙集成

帖紙

傍抄云、帖紙、陸奥紙、或檀紙、好專雲客、祭誓固、薄様帖紙、透夏直衣、云々、禮葉考云、帖紙には、檀紙、あるいは
 うすやうなど、折て用ひ候ものなり、折形色々有り、檀紙には、きりはくを置く、うすやうは、色々のうすやうを重
 ねて折らすなり、折形別に有り、所持の折形は、一つは、後水尾院の、御懷中遊ばされし形、一帖は、飛鳥井家の
 形なり、今一帖ありしは、紛失して不見、是は野々宮中將殿の形なり、然其折様、そらにては、不覺侍る也、今按、
 衣冠、束帯ともに、懷中する所のものなり、上古女男にかざらず、懷中しけるなり、源氏物語空蟬の巻に云、とりか
 へす、ものならねど、しのびがたければ、この御た、うがみの、かたつかたに、うつ蟬の羽におく露のこがくれて、
 しのびくぬる、袖哉、と云々、しかれば、うつせみの、帖紙のかたつかたに、右のごとく、歌を書き給ふこと知
 るべし、上古は、男女ともに、常に、用ひけるものなり、當時は略して、束帯にも、帖紙入れ給ふ事もなし、たま〜
 古實を以て、懷中し給ふ有なり、堂上といへども、殊外、野卑になり行き侍るこそ、かなしけれ、ましてや、地下に
 は、墨紙と云ふものさへ、しらす成行き侍るなり、源氏物語に、みちのくにの、えならぬなし侍れば、當時の引合
 のごとくいへり、装束温故抄云、帖紙、みちのく紙、あるは檀紙、うすやうをも用ふるにや、折形に故實侍るよ
 し、西三條装束抄云、帖紙、陸奥の紙を用ふるよし見えたり、時によりて、薄様檀紙などを、用る事も侍るなり、
 二條装束抄、装束拾要抄、同文、雜史云、帖紙、折形不分、經師ニヲラシム、紙は檀紙二枚重、或宿ナトヲマク
 也、宗五一冊女房文條下云、檀紙は、四季によりて、春は梅重ね、夏は、ちやのみどりの薄様、秋は、もみぢがさ
 ね、冬は松がさね、引合などに、ふかくと匂ひをしても用ふべし、

帖紙を笏の替に用ふる事

或記云、笏なき時は、帖紙を、笏の替りに用ふべし、



袴并指貫集成

袴

神代卷云、投其褌、是謂開嚙神、日本紀神代卷云、(上卷)棄置當就之國、而敢窺窬此處乎、乃結髮爲髻、縛裳爲袴、云々、和名抄衣服類云、袴蔕切韻云、袴(音故、和名八賀萬)脛上衣名也、延喜彈正式云、凡措染文成衣袴者、並不得着用、但緣公事所着、并婦女褌、不在禁限、史記、屠岸賈、滅趙氏、趙朔之妻、有遺腹、生男、賈索之、夫人置其袴中、其稱始見諸此、

袴褶

日本書紀云、推古天皇十二年閏七月己未朔、皇太子、命諸王、諸臣、俾着褶、古記云、褶以婦人裳也、私按、褶着袴上也、今禮服中、所謂裳也、錦襪、烏皮寫、唐書、歸崇敬傳曰、德宗時、百官朝朔望、皆服袴褶、崇敬非之、建言、王代逮漢、無其制、隨已來始有服者、干寶搜神記、亦或言其物、蓋晉以來有其制也、通典、晉衣服制、有之云、袴褶之制、未詳所起、近代服之、無定色、

衣服令皇太子禮服云、(上略)深紫紗褶、(謂褶者、所以加袴上、故俗、云袴褶)又親王禮服云、深綠紗褶、又諸王禮服云、深綠紗褶、又諸臣禮服云、深縹紗褶、源氏浮舟卷云、侍從も、あやしきしびらさたりしを、或記云、しびらは上裳なり、褶の字なり、女官傍抄曰、しびらは、うは裳の事也、男は袴の上にする、女はから裳の上に着る也、褶と書くなり、衣服令集解云、穴云、女褶服裙上耳、跡云、婦女服褶裙、謂男褶表袴上、女褶先著褶而續裙表、而褶下端顯也、高倉家傳云、今の裳にあらず、古代の裳、當時なし、古代は、裳の上に、褶を付るなり、釋名云、褶(音邑、和名字波支、見本朝令)褌也、覆袴上之衣也、

しびらだつ物

夕顔卷、河海抄云、延喜式云、褶、覆之衣なり、内藏寮編與丁褶、勘文、榮花物語云、女房四五人ばかり、うす色のしびら、かことばかりゆひつたり、しびらはうは裳なり、箋注曰、酌會、褶袴、褶騎服なり、此心は、馬にのる時、着る物と見ゆるは、内裳の人ばかりとは見えすとなり、

天子御表袴

西宮記云、表袴(古時、無堅文、近代多有之)帝王、及重子、不用堅文、雖下膺、揭焉之日、尙可所浮文袴也、唯心院御抄、祭中御裝束條下云、表御袴、表白浮織物、御紋窠蔽、裏平絹紅板引、夏冬通用、總地は、石だ、みのやうの、浮織物にて、其内に窠蔽の紋あり、禁裏御裝束記、同文、男裝束抄、内裏御裝束條下云、御衣袴常のごとし、

帛御服御袴

唯心院御抄、主上帛御服之事條下云、表御袴、裏表白平絹、夏冬通用、禁裏御裝束記、同文、

東宮御表袴

唯心院御抄、東宮御束帶條下云、表御袴白、表浮織物、御紋窠蔽、裏平絹紅板引也、夏冬通用、下の御大口、裏表紅生絹也、禁裏御裝束記、同文、胡曹抄、皇太子、赤色關腋條下云、縮線綾表袴、(面浮文織物窠蔽、中陪、白張平絹、裏紅打、或濃打)

院中御表袴

唯心院御抄、院中御束帶の具云、御表袴、白織物、御紋窠蔽、裏紅也、或紅裏、菱の紋、禁裏御裝束記、同文、

親王御表袴

男装束抄、親王家條下云、浮線綾の表袴、

公方御表袴

禁裏御裝束記、公方御束帶條下云、表御袴白、御杖窠襪、夏冬通用、裏紅平絹、

巨下表袴

枕雙子、頭の辨の御もとよりとて、主殿司などやうなる物を、しろきしきしに包みて、といへる段に云く、はかまもいとあぢきなし、桃花葉、表袴中少將より、大臣大將に至までも、若年の時は、白縮線綾、窠に霞の浮文を用ふ、裏は紅打の平絹なり、十五歳の以前、濃裝束には、こき打の裏をつくべし、又大納言大臣等の、大將を不兼時は、堅文の藤丸を着す、(當家、藤丸、二輪の文なり)裏は紅打なり、大臣大將も、宿徳義にて、固文藤丸を用ふ、子細なし、一日の晴には、宿老大臣、攝政關白も、浮文、窠に霞を着用有る例なり、胡曹抄云、表袴事、縮線綾霞地窠文、(帝皇、及童子必用之、公卿壯年人、聽禁色人、常用之、又一日晴、宿老人も着用、裏十五歳以前濃打)堅文藤丸、(公卿、聽禁色人常用之、裏紅打)染袴(織物、或唐綾唐綺等、其文、多窠ニ霞藤等、隨下襲着用、其色不定)笠の平絹、非參議以下、常所着也、面白瑩、裏紅打、袴如青打等、不聽禁色人着之、飭抄云、表袴、夏冬無差別、禁色人有文(宿老ノ人藤圓、若人窠ニ霞文)藏人頭、聽禁色之、殿上人、五位六位藏人等、着霞窠文、又晴時浮文、常ハ堅文、但近年、五位藏人等、隨所存着之、不可爲例事也、不然之人、平絹(笠之)裏、皆紅打有中陪、後照念院裝束抄云、始着同文藤丸表袴事條下云、岡屋、嘉祿二年四月、大納言、十七、藤丸如此(指貫文同之) 西三條裝束抄云、表袴、夏冬無差別、少年、浮線綾霞地に、窠の文、中年より、藤丸堅文、是は公卿以下、禁色を聽人着る、非色の人、平絹の笠、裏は何も紅打也、但老人は不打也、此外、承曆、大井川の行幸に、京極關白(師實公)唐錦の表袴、正治、猪隈關白(家實公)

萌木の表袴を着用せしは、唐裝束の時の事なり、二條裝束抄、同文、裝束温故抄、同意、唯心院御抄、臣下束帶條下云、表袴地白紋、八藤のちく二つもちりは、大納言已上、三四つもちり坏、大臣着用、是を固紋の表袴と云ふ、裏紅平絹なり、中にても、縫ひたるをひきぬひと云、武官の輩多く用之、三光院内府記云、表袴、紋藤丸、裏紅平絹板引、四位五位裝束抄云、表袴、夏冬差別なく、裏を付くるなり、四位以下は、表白瑩の平絹、裏紅平絹(或は板引にして、ひかりを出し、或は張りても用之)但雖四位の殿上人、禁色をゆるさる、人は、公卿と同じく文あり、(表白浮線綾窠、壯年ノ後、堅文藤丸、裏紅打ハスリミガキ、ウツノシツ、) 裝束要領抄、同文、

男装束抄、禮服條下云、表袴、縮線綾、次將裝束抄、辰日節會條下云、下襲、表袴、相、單衣以下、皆如例、物具裝束抄云、表袴、若年公卿、并禁色殿上人、窠霞浮織物、中年以上、藤丸堅織物、若少人付濃裏、禁裏御裝束記云、表袴、公卿は、藤浮文裏紅なり、板引なり、四位以下、總て平絹白裏紅、五位職事、窠霞浮紋に、裏紅、是を禁色と云ふ、文容云、表袴(經緯生、白浮文熟線)參議已上、聽禁色、霞窠着之、中年後、八藤堅文、裏紅絹板引、非色人、平絹笠裏平絹紅打、幅一尺二寸、長二丈二尺、又云、八藤(同文)中年後、到老着之、或用奴袴、(幅一尺二寸、長二丈三尺)經緯共白、文以緯カラム 禁裏御裝束記、臣下束帶條下云、表袴、夏冬通用、紋窠襪、若年の公卿、或は禁色をゆるす殿上人着之、紋藤丸、年おとなしき公卿着之、伏見院震翰抄云、上袴、壯年の人、縮線綾と稱して、白浮織物、地は小石疊(號之霞)其中有窠の文、中年の人は、堅織物、文藤丸、遠居之、裏紅板引、腰に有上指糸、白き練線の糸、ふとくより指之、股立に有夷懸糸(白練糸ふとくも也)、冬夏四季同物也、老人も、非白裏、紅の張裏也、板引にせず、當代裝束抄、表袴、夏冬差別なし、大臣職事は、窠襪、是を禁色と云ふは、あやまりたるか、公卿は白き八藤の大紋、殿上人は、平絹なり、裏は何も紅打平絹也、但禮服裳にて有りけるが、我朝にては、表袴と云ふなり、又云、

中少將より、大臣大將迄も、若年の時は、白き浮線綾、窠敷浮文を用ふ、裏紅打平絹なり、十五以前濃裝束には、濃打裏を付べし、又大納言大臣等の、大將を不兼時は、堅文の丸は、二八十の文なり、
 雜史、五位束帶條下云、表袴、平絹白粉張、裏紅平絹、西宮記云、相大口表袴、中陪上下可同色、不得交紅茜色、若人所用茜色也、
 文容云、表袴、禁色、經緯白文、練糸浮織物、幅一尺二寸、石疊十八瓜三、又二兩ノ耳ギニハ、四分程紋ツク、裏紅板引、窠敷、二丈三尺、又云、表袴(二丈三尺、幅一尺二寸)經緯白文、緯糸ニテ付ル、組カラミツケ八藤、及老年着之、

表袴紋

文傍推談云、窠に霞の事、表袴に、もちひらる、所の窠に、あられの文は、蜂の巢なり、いにしへ邪鬼にあひて、魂を蜂の巢の中によせければ、鬼尋ねて見えず、といへる故事あり、是等によりて、用ひさせ給ふにや、窠文、韻府五歌[窠]古有逃死者、寄魂於蜂窠中、鬼尋不見云々、
 文傍推談曰、又表袴に用ふる所の、縮線綾といへるも、いにしへは、熟線綾と書けるを、是を縮線綾、と清て、名目すべきために、假借したる文字ならん、更に縮の字に心なし、但熟の字に心あるべし其織るべき糸を、つやくと熟練して、浮文に織りたるを、熟綾といへるなるべし、然るを今偏に表の袴の、窠に霞の文あるを、縮線といへること、心ゆかの事なり、窠敷は、文の名にして、熟線綾は地の名なり、延喜織部式、及中右記などに見えたり、(爰に一つ、比類していへる物あり、薄墨といへるは、紙屋かみを、延喜式には、熟紙と書けり、其を他には宿紙と云、是も又、宿紙とよむべき、假借なるべし、それ熟紙は、反古を二度漉返したる也、江談にも見えたり) 延喜織部式曰、熟線綾一匹(長四丈、廣二尺)料、絲六斤二分、織手一人、共造二人、
 高倉家傳云、窠敷は、鳥標に准る、職事、中少將公卿は、藤丸同文、
 延喜織部式、載熟線綾、是也、

蓋後世、以熟字、易縮字云々、
 後照念院裝束抄云、表袴文(窠窠也、若年時着之、雖宿老後、晴時又着之、文大小依年輪其事、委可勘先例ナリ)衣殿仰曰、若時縮線綾、其次固織物、文藤丸、窠窠マデハアラズ、次アヤ也、餘人固織物之時モ、霞ナリ、
 唯心院御抄云、表袴并指貫の紋、大概極有也、又高位の人、家々の慮外あり、品々ばかりかきたるなり、

萌木表袴

西三條裝束抄云、正治、猪隈關白、萌木表袴云々、
 花鳥餘情云、白川院、承保、大井川行幸、京極殿關白、青赤色袍に、唐錦の袴着給ふと云々、

下製色うへのはかまのもん馬のくら

葵卷、花鳥餘情云、御禊の日の勅使、公卿は、染裝束を着、馬には、唐鞍、或倭鞍を用ふ、杏葉をつくるなり、
 秘抄云、かやうの時の日は、皆染裝束とて、下かさね、うへの袴を、色々に染て用ふるなり、

うさもんのうへのはかま

葵卷、河海抄云、浮線綾の表袴也、わらはの袴なり、
 西宮記云、女王、親王對面時、總角者、着汗衫、半臂、下製、表袴、玉帶等、又齋宮院、童女、總角、青麴塵、汗衫、半臂、下製、表袴白柳帶、
 岷江入楚云、童女は、晴の時は、打袴の上、表袴を着る、浮文は窠窠也、よのつねには、表袴をばさず、弄花抄云、打袴とは、板引の袴なり、

諒闇表袴

類聚、諒闇服條下云、表袴亦裏袍同色、猶用紅可然候、
 類聚、諒闇女房裝束云、表袴(鈍色紅裏)

素服表袴

喪服事、素服條下云、表袴平絹鼠色、或鈍色、裏柑子色、

凶服表袴

類聚、凶服條下云、表袴、裏柑子也、

表袴紐

高倉家傳云、常は左に結ばる、由、半臂着用の時は、右にて結ぶ、此義は左に忘緒有る故なり、尋常右に結び候へども、此儀は悪き也、女中の袴の紐は、右に結ぶなり、舞人杯に、半臂着用候節は、表袴の紐右なり、(右永房卿の仰なり)

夷懸糸

或記云、白練太キ懸也、袴ノマチニ付クヲ云フ歟、

表袴着様

後照念院抄云、表袴腰結事、岡屋禪閣御命曰、家嗣公曰、關腋之時は、必結後、縫腋は、只結前、衣文恐童訓云、表袴、本儀冬單下襲、夏大帷子をも着るなり、裾を、表袴の中へ入て、其後、袴の右のこしを、左の脇より、後へぬき廻し、右の脇、少し前の方まで、片釣にむすび、あまりを、股立の中へ入る、なり、是前衣紋師の役なり、禁裏御裝束記、束帶着次第條下云、表袴、後へ向二足を、右の脇にて、下の結のごとく、わなにむすびさげて置き、或は、帯のさき引そろへて、袴の内へ入るもあり、私云、下大口、表袴共に、着用誤歟、兩品共にかしつ、は取合てあり、とぢめを右へなして、前の紐は、後の袴の下へ通し、後の紐は、前の袴の上を廻し、右のとぢめのかたにて、短き方を、わなに結び、袴の内へ入れ、片々長き寸をわなに結ぶる、若踏みてはとくるなり、秘事口訣云、表

袴、平絹浮紋、線綾房縮、聽禁色、窠着着人の、勝手へ向て、右の足より入れ、後へ廻し、左の足を入、前にて能く合はせ、扱右の脇にてむすぶ、端は、是も大口のごとくに、何も餘りを、筒の口へ入れて下る也、表袴は、かへるまの、もちらぬやうに心得べし、

表袴寸法

永網裝束抄云、表袴、長サ、一ノ骨ヨリキビス迄ノ寸法ヲ、三ツニヨリテ、二分ニ猶二寸ナガシ、是殿上人ナドノニヨシ、御所様、大臣ナドハ、今一寸五分長クスベシ、マタ人ノ腰ノ高下ニモヨルベシ、廣サハ、長サノ三分一也、猶一寸五分マサルベシ、(大ノ、事ナリ)、小ノハ、大ノ、三分ガ一ナリ、猶一寸セバシ、(サガリノホドハ、足ツキニ、五分カ、ルホドナリ)足ツキ九寸バカリ、寸法ニヨリ、スソノ口、三寸バカリオトスベシ、(マタノカタナリ)腰高サ、一寸五分、長一丈二尺、上下年少可計、ヒタヲバ、小ノヲノヅキテ可取、從二位殿記云、袴ながさ三尺、こし七尺三寸、赤大口

主上下御大口

倭名抄衣服類云、大口袴、唐令云、慶善樂舞四人、白絲布大口袴、(和名、於保久知乃八賀萬)一云表袴、

禁裏御裝束記、御束帶條下云、下御大口、紅生絹、

同帛御服下御大口

唯心院御抄云、主上帛御服事條下云、御大口、裏表白平絹、夏冬通用、禁裏御裝束記同文、

皇太子御大口

胡曹抄云、皇太子、赤色關腋條下云、紅大口、張平絹、十五以前儀、

院中御下大口

唯心院御抄云、院中御束帶具云、下の御大口、紋の生絹平絹、禁裏御裝束記同文、

公方御大口

禁裏御裝束記、公方御束帶條下云、下御大口、紅生絹、或は平絹、夏冬通用、

臣下大口

桃花藥葉云、赤大口、生平絹、紅に染て用之、濃裝束には、濃生袴なり、
傍抄云、大口、紅生平絹、或紅張絹(但近代不用之歟)宿老之人、或白張絹、枕雙子、頭の辨の御もとよりとて、主殿司るなどやうなる物を、しろきしきしにつ、みて、と云へる段に、おほぐち、ながさより、くちひろければ、はかまいとあぢきなし、○義按、大口ながさより、くち廣ければとは、古の裁縫、今にことなるもしらねど、もし小口の袴に對して、大口と云ふにや、後照念院裝束抄云、束帶下、大口事云、殿上人間色濃、上階以後色紅、(始ツカタ練歟)白裝束時白色、西三條裝束抄云、大口、赤大口とて、紅の生の平絹なり、又は張絹をも用ふ、但近代不見、宿老人は、白き張袴なり、三光院内府記云、赤大口、紅の精好、裏平絹、裝束温故抄云、赤大口、表袴の下に着用のものなり、生の平絹を、紅に染て用ふ、宿老の人は、白張袴のよし、是に四季のわかちなし、裏も同じ平絹なり、物具裝束抄云、大口紅、若少人濃色、四位五位裝束抄云、赤大口、公卿、殿上人、地下といへ共、おしなべて、夏冬のわかちもなく、紅の平絹、或は紅の張絹を用ひらる、色は裏表共に同じ、裝束要領抄同文、

伏見院震輪抄云、赤大口、常着用するは、生の平絹を紅に染て如常大口縫なり、但四のなり、上の袴よりも短きなり、夏冬同物也、裏同面、禁裏御裝束記云、赤大口、裏表ともに平絹紅、大臣、納言、四位已下同、禁裏御裝束記、臣下束帶條下云、赤大口、紅生絹、以上二色の生絹吉し、十五歳以前、ふしかね染色墨、ねりぬき、若き公卿、或は中少將用之、平絹、老年公卿、辨官等(己上、唯心院裝束抄、同文)用之、表袴、中にて縫ひたるは、口縫と云ふ、武官の輩多用之、當代裝束抄云、赤大口、表袴下に着するなり、紅の平絹なり、諸家共に、替はる事なし、或人云、表袴計に、見えざるよしにて、是を着するよし也、紅生用精好平絹、雜史云、赤大口、平絹紅也、仕立表袴に同じく、着用所也、

凶服大口

喪服事云、赤大口、柑子、

大口着様(赤大口)

秘事口訣云、下袴、赤大口とも云ふ、小袖の上にする、紐は、着人の左の脇にて結ぶ也、端は、わなの方を、後の方へはさみ、其外は下へさげて置く也、着用の人、是迄を、内證にて、出づべき事なり、(或表袴までも) 衣文忌重訓云、赤大口紅、老人白腰は、前と云ふ、諸釣にゆふなり、朱書云公卿殿上人地下無差別也 禁裏御裝束記、束帶着次第條下云、赤大口、左より腰をあて、後の帯を、前迄、袴の内より左のかたへ取りて、右の腰にて、一重わなにむすびさげて、おびのさきをそろへ、袴の内へ入る、

大口寸法

永網裝束抄云、大口事、表袴同、足ツキナシ、裾ヨリ上へ内へ押入、如此スレバ、モ、タチヨリ下ハ、四へニナル、長サハ、表袴ヨリ三寸斗短シ、

白袴

衣服令、皇太子禮服云、白袴、同親王禮服云、白袴、同諸王禮服云、白袴、同諸臣禮服云、白袴、同朝服云、白袴、同朝服云、謂職事白袴、

御前張

唯心院御抄云、親王方、童形御裝束條下云、御前張、前大精好、後小精好、是は御袴の事なり、色白、或赤をも用ひ給ふなり、禁裏御裝束記同文、男裝束抄云、前張と云ふは、童體之時着之、白袴に似たるもの也、高倉家云、褌服なり、差子の様の物にして、白きなり、前大精好、後小精好、紐如袴、此前張計着て、對面し給ふ、表向の服にして、今は所見なし、

稱構讀様事 (東宮御着袴)

世俗淺深秘抄云、東宮着袴裝束之中に、有稱構、是讀様、人々不分明、但或説曰、タスキ、秘事歟、

フシカ子染御袴

唯心院御抄、姬宮方御裝束條下云、御袴、附子金染也、裏表平絹(已上、禁裏御裝束記、同文)

紅精好御袴

或抄云、紅精好御袴、兩面紅板引、

禁中内々御袴

唯心院御抄、禁中内々御服條下云、御袴、紅平絹、生絹、或ハセウガウ、セイカウヲ、セウガウ、トヨムコト習ヒナリ、禁裏御裝束記同文、

小口御袴

西宮記云、小口袴、冬時主上著之、深紅入綿、胡曹抄、御直衣條下云、小口御袴(紅梅頗濃色、緋如指貫、冬綾、夏生)堀川院、射時、令着給云々、

紅張御袴

胡曹抄、御直衣條下云、紅張袴、引帶、(波戸衣不引出、如裝束帶)以上、出御晝御座、如官奏如此、褌時、不着打衣、用生紅袴、猶褌時、不着直衣紅生御袴、(染色) 文容云、主上御袴、カ子尺幅一尺五寸、四幅、左マデ幅七寸、御腰幅九寸、同高サ二寸、

摺袴

傍抄云、摺袴(付、下袴、津賀利糸)同以公物着用之、但下袴津賀利糸、私用意之云々、(已上西三條裝束抄、同文) 仁安二十一廿一、賀茂臨時祭、同三四三、石清水臨時祭、用公物、但三乃口下襲私用意、雖拜領、裝袴不着之、近年人々、着袴云々、津賀利組、私ニ儲之、(青白二筋) 仁平元十一廿五、或秘紀曰、舞人隆長摺袴、(當色津賀利組私儲之)濃袴、(私儲之、當色袴、魚惡之故ナリ) 摺袴腰、夏冬無差別事、仁安三四三、石清水臨時祭、殿記曰、摺袴、無腰并津賀利組、重尋遣、須之、持來腰生村濃、大夫殿仰曰、雖夏晴之時、腰張衣也、生絹不知案内、公卿所爲歟、依新制、摺袴腰、可撤金銀珠玉事、仁安四二二二、殿記曰、皇后宮、(多子)平野行啓、摺袴各錦腰也、凡驚人目、過例事、裝袴多以紅、五重七重許有之、少々濃袴也、及深更、光雅送書狀曰、錦腰金銀之類被止了、早可撤、又雜色、可付花者、風流可止、已以支度相違、是國家之煩歟、兼日無其儀、如是甚不便也、大臣殿仰曰、承曆上皇御覽、甚以優美也、早可撤之由、被仰云々、於御前被撤金銀、是非其儀給了後撤、以外事歟、大相國、(忠雅)錦腰、不可撤之由被示、承曆不撤、然而大臣殿、猶錦字被載之旨被仰、然而不撤、同十三日行啓、未明出立、着裝束、自夜前着入之、而俄金銀

玉表、着風流錦腰、可停止之由、稱院宣、大進光雅示遣、仍忽撤之、以組糸用、令撤玉等、錦腰、依大相國之致命、不撤之、承曆、雖被止金銀玉表着等、不撤錦腰云々、(按、上皇、疑童之誤)

地摺袴

或記云、舞人服也、今ハナシ、書袴ト云フ、金泥ニテ竹ヲ書ク、次將裝束抄、舞人條下云、地摺袴(中畧)糸鞋緒、懸袴結結之、指切青摺緒、袖之緒爲故實、乘惡馬之人、赤紐引融表手、糸鞋緒、不懸袴結結之、

童女袴

或記云、童女は、晴の時打袴(紅打、濃打あり、但童濃打なり)の上に表袴をきる、うきもんは窠籠なり、尋常は、表袴を着す、童女の打袴着時、即上には汗袴、うはぎ相を着るべし、西宮記云、齋官、齋院、童女總角者、麴塵、行幸、臂下襲、表袴白柳帶、

はかまぎの事

薄雲卷、岷江入楚云、明石姫君、はかまぎの事なり、松風の末に、あらまし有りしなり、〇一勘、略三歳時^有之、但五歳以上例、又勿論なり、花山院は、九歳着袴云々、愚案、此勘思一旦給歟、此はかまぎの事は、明石姫君事なり、女人の勘例あるべきの一事なり、一勘、親王着袴の例なり、

着袴時故實事

世俗淺深抄云、着袴は、一度兩足を指し入る也、

みへがさねのはかま

總角卷、岷江入楚云、御使の祿なり、けふはじめて、あらはし給ふ故なり、みへがさねとは、うらおもてありて、中

陪ある袴なる、河海抄云、中陪ある袴なり、

きなるすいしのおとへはかま

夕顔卷、岷江入楚云、黄生單袴、きなる生のひとへに、はかまを着たる成べし、

くわそく色のはかま

葵卷、花鳥餘情云、萱草色は、柑子色と大略同じ、色あひはすはうに、だうさを入れて、染る由みえたり、ふるき繪なごには、ちと黄色まじれるなり、

淨衣袴

或人云、白袴なり、表袴なり、指貫にも着るなり、

檜色袴

源氏手習卷云、はかまも、ひはだいろにならひたるにや、〇或記云、浮船の君、尼の中に住給ひし故、紅の袴の色も、ならひて、おのづから、黒みさしたるをいふ、

隨身袴

雅抄云、すいじんは、くれなる、うす色も、やまぶき、むらさき、ふるくは、ろくのきぬを、ひろひ、あつめきぬとてきけるなり、このゑの大將のすいじんは、色をつくして、なにをもきれども、いさくちば、上下はきぬことなり、中少將のに似て、わるきゆるなり、(首書、行幸なきとしは、七日まできるなり、御手)大將のも、中少將のも、狩ばかまは、元三のほどは、こうばいにてあれ共、二日も三日も、行幸あれば、そめわけを着て、こうばひきす、いかにまにも、三日の、ちはきぬなり、さぶらひるふなどの、さもあるが、おとなだつは、みるいろの、うらしうき上

下、とくさのうらしろきかみしもなどは、つねにきる物なり、(頭書に云、紅梅の袴は、十六日のせちるまでもきこえたり、三日の内行幸ありて、そめわけになりぬれど、七日は、また紅梅のはかまを、きるとこそきこゆれ 元三七日十六日、是ならでは、さての日は、いかさまにも、蘇芳袴をきるなり、物口御も萌黄口袴なり、)

物具裝束抄云、隨身袴色事、某脛巾、狩胡録之時、必用染分袴、染分(左近蘇芳、右近朽葉)儲色(左近二藍、右近萌黄)紅梅袴(元日出仕、次將隨身着之、然者至十八日賭弓日着之、元日不出仕、次將隨身、白馬踏歌、可着染分袴)、白襖袴、(左右衛門、兵衛督隨身、着之、左右近衛、拜賀日又着之)、

染分袴

次將裝束抄、御齋會内論義條下云、隨身袴、染分(左)二藍(右)萌木(左右近衛通用)任意(依御齋會者、紅梅袴也、同地事) 次將裝束抄、行幸條下云、隨身、必着染分袴(左蘇芳、右朽葉、雖元三中、猶着染分)

染袴

或人云、織色にあらず、染色なり、

狩袴

雅抄云、一所の殿上人ならぬ六位は、さしぬきは、うちまかせぬことなり、かりはかまをきるべきなり、六位のしんなりとも、一所の非藏人などにてても、さしぬき着るに、このころは、むらさきふたあのに、ところをかす、殿下の勾當などは、髪にも、きぬものなり、又云、かりはかまはなつゆは、こしにてみゆるなり、うすくあついなるは、宮のさぶらひ、所のしうのさるなり、かみさまのは、うちぬの、かりはかまなどのよきなり、たしかくいへども、人のさうぞく、みなあらぬことになりたり、はからひて、をりによるべし、六位などは、はれにもけにも、ぬのか

りぎぬをきれども、きんだい、ふせんれう、けんもんさをきて、きぬなり、はれには、さはなにをかきるべき、或記云、晒布也、白或裾濃指貫のごとく結ふなり、隨身の着るなり、

夜行幸時大將隨身袴事

世俗淺深秘抄云、大將夜行幸供奉之時、尋常隨身、袴用狩袴、但新任即可用染分、同まちと腰をば、生の絹たるべし、下の袴の腰は、同ほそき布なり、すそのく、りの糸、ねりくりの糸、丸くみたるべし、多々良問答云、道邊院實隆曰、上北面ハ、諸家諸太夫、官外記ナド被補候、仙洞中ニテハ、狩衣差貫也、下北面は、諸家ノ侍補之、五位ハ狩衣差貫、六位ハ襖袴也(中略)或記云、襖袴、布色ハ青有、白有云々、襖ハアウトヨム云々、又曰、侍ナドモ用フル、黒キ薄布モ有リ、

垂袴

次將裝束抄、隨身條下云、垂袴、舊老公卿將隨身、或着染袴、又馬場騎射條下云、隨身垂袴、

布衣袴

倭名抄、衣服類云、布衣袴、文選云、振布衣、(此間云、猫衣加利岐沼、謂衣則袴可知之)世説云、着青布袴、

賤袴

或人云、源平盛衰記云、柿袴、一説ニ、着テト有リ、其袴ノ類歟、

諒闇袴

類聚諒闇服條下云、白衣袴袴、 又云、鈍色袴(隨身、苗長、白狩袴、白單濃打、近衛、白單、自余如例、仁治元、花田キ色ヲ云フ、)

心喪袴

西宮記曰、心喪裝束、青鈍袴ナリ、

奴袴

和名抄、衣服類云、楊氏漢語抄云、奴袴(佐師奴枳乃波賀萬、漢語抄云、絹狩袴、或云、岐奴乃加利八加萬)、西宮記云、指貫、王者以下衆所用也、古時制、臣下不用、近代、五位已上、昇殿六位、皆用之、

主上御指貫

江次第云、五節、主上出御(御直衣)御奴袴御沓、大槐秘抄云、君は、五節のまゐりの夜ならぬかぎりは、おほんさしぬき、たてまつらぬ事なり、むかしはめしけるに候めり、今は大かた、さる事に候はず、御鞆あそばす時は、小口の御袴と申す物をめして、あそばすにて候、御指貫の文は、窠のものめすに候、これは、おほんうへの袴の文をめすに候、只の人は、窠の文の指貫ははき候はず、藏人の、此さしぬきをおろしてきるは、つねの事に候云々、西三條裝束抄云、承久十一年十五、五節參入、主上御裝束、小葵御直衣(裏薄色)紅打の出衣(綿を不入)半色浮文織物、指貫窠文、腹白の紙等着御、雲井春云、後花園院享徳二年二十七日、内裏に、晴の御鞆有りし時、常の御直衣に、半のさしぬき(くわにあられの文)奉れり、日比は、紫の御指貫をめされ侍れば、此度は、いかゝ有るべきなご、殿へ尋ね申させ給ひしかば、した色はめづらしかるべき由を、申させ給へるとなん、後鳥羽院の御時、松殿入道關白の、はからひ申させ給ひしより、御鞆に、指貫めすことにはなりにけり、公事根源云、五節帳臺試之時、主上、御直衣、御指貫、御沓被召、主上御指貫召事、此外無之、但御鞆之時、准帳臺試被召也、男裝束抄、内裏御裝束事條下云、御直衣御指貫は、五節、帳臺出御、ナドニ、メサル、ナリ、男裝束抄云、指貫之事、主上御指貫(五節帳

臺出御、又ハ御鞆ノ時ノ外、右着御) 胡曹抄、御直衣條下云、御指貫、五節帳臺出御着之(窠被文腹白)、

東宮御指貫

唯心院御抄、東宮御童形、直衣之事條下云、御指貫、表地紫龜甲、表紋浮線綾ノ丸白シ、裏平絹也、禁裡御裝束記同文、胡曹抄、親王童直衣條下云、指貫(濃紫二陪織物、地文龜甲上紋、白浮線綾丸)腹白御結、男裝束抄云、皇太子(紫二陪織物、地文龜甲、上紋白、浮線綾)童形の時も元服以後も、右の二陪織也、童裝束の時も、元服以後も同也、二陪織と云ふは、紫地文龜甲、文白浮線綾事也、但太子親王とにかざる、臣下は不着之云々、

院中御指貫

唯心院御抄、院中御束帶具云、御指貫、紫淺黃御紋藤丸、又院中御立烏帽子直衣條下云、御指貫(或白生絹の御大口にても、紫大方常の御衣なり、時により、何れにても着御なり)又稀々の御事なり、男裝束抄云、院中(紫地、白浮文立涌なども御着、其外何にても御自由なり)

親王御指貫

男裝束抄、親王家條下云、御指貫常のごとし、

公方御指貫

文容云、公方御指貫、御若年色紫、或淺黃、或記云、奴袴色紫、或淺黃、將軍家若年着之、禁裏御裝束記、公方御衣冠條下云、御指貫、御紋烏禪、色薄紫、只今は着用也、此綾薄紫藤丸固紋、權現、台徳院殿、淺黃の丁子の丸着御なり、禁裏御裝束記、公方御小直衣條下云、御指貫、或曰、生絹の御袴にても、指貫色并紋混雜

禁裏御裝束記云、指貫の紋并色表袴等の事、年頃により相替るなり、少若年にて童なれども、大體回句前後を節とするなり、又高官の仁、家々の慮分により品々替り、計がたきなり、桃花藥葉、指貫、童體時、紫二階織物指貫（地文龜甲、白浮線綾丸）、夏は生、用腹白組、自指貫上貫之、元服之後、濃紫浮織物（文龜甲）次薄色浮織物（文龜甲、或鳥襷、或半色、薄色の紫の方へよりたるをいふなり）、次薄色堅織物（文藤丸）次薄色（付色也）綾（文藤丸にわな）の藤なり、堅文綾志々良（次淺黃堅織物）（文藤丸）次淺黃綾（文同志々良、以上裏同表色）次白（藤丸或平絹）以上其色従年齢、或依官位可進退也、必しも一々に是を着用すべきには非ず、夏指貫、其色同冬、但織物浮文は生なり、堅織物と、綾とは、夏冬の差別なし、指貫、可依年齢事（以峯殿御記載之、大概是ニテ可了簡ナリ）十五歲（中納言大將時、濃紫浮文）十七歲（承元三、大納言、薄色堅織物）十八歲（承元四、同官、薄色綾堅文）廿八歲（承久二、左大臣、綾淺黃）卅七歲（寛喜元、關白、直衣始、薄色堅織物）承元四年二月十四日（玉葉）仲基入道、來談古事、又曰、御一家不必依老少、任心着指貫、雖幼少人、着堅文織物綾指貫、又薄色淺黃指貫同着之、皆藤丸、是恒事也、雖老人、極晴には、浮文紫指貫恒事也、云々、同時、着紫薄色指貫例、宇治左府、長承二年、春日祭上卿（千時十四歲）出京時、着紫織物指貫、歸京日、着龜甲薄色指貫、云々、十五歲以後、用龜甲文例、同左府、保延四年、院御登山時（歲十九歲）着薄色織物指貫（龜甲）建曆二四卅、玉葉（法性寺殿）、元永二年、歲廿三、始着淺黃織物指貫、見玉海云々、頭書云、濃色（深紫、或附子金）薄色（經紫、緯白）半色（經緯共ニ、ウヌ紫色）花田（淺キ色ナリ）薄青（經青、緯白）赤色（タテ紫、メキ赤灰）鈍色（花田染色也、或移花ニテ染之）蒲萄染指貫事、源氏物語に在り、故入道殿云、若人の指貫は、るび染也、いづれも着用するなり、當時も其分也云々、るび染は、面蘇芳、裏花田也、當時着用、薄色指貫事歟、或抄云、るび染、經赤緯紫也、薄色綾指貫、着用事可然歟、禁色、殿上人、着紫浮文指貫人も、朝夕夙夜近習輩、

内々着用固織物、并綾無禪之由後鳥羽院御抄、凡鳥襷は、尋常浮文なり、綾并固文ハ不可然云々、但近代連綿云々、凡鳥襷ならば、必固文か、鳥襷は幼年文也、固文并綾に、鳥襷を用事、不可然、無其理也、傍抄云、奴袴、色淺深、隨歲依官、可斟酌也、禁色之人織物、不然之人、志々羅平絹、壯年之人、夏着大文薄物、或鳥多須岐等、生織物白文奴袴、高貴之人着之云々、當家壯年之間、着龍膽多須岐、宿老之後藤丸、西三條裝束抄云、奴袴、四位五位は平絹なり、色淺黃、公卿以上綾の織物也、是は若年の人用之、綾は中年以後是を用ふ、禁色の人、十五歲以前、濃紫浮織物、文付龜甲、裏同じく紫の平絹なり、是春冬の事なり、夏は生の浮織物、色又同じ、經緯ともに染て、是を織るなり、裏生の平絹、色又同じ、十五歲以後は、鳥多須支の浮織物也、色紫、裏同前、夏は生の織物、文并裏同前、或は、若年の人、薄物の大文の三重襷、瑠璃の指貫を用ゆ、又薄色の鳥多須岐、或は藤の丸の織物用之、浮織物、固織物、年齢、并官位によりて、是を用るなり、中年以後、薄色の綾、文藤の丸、色の淺深、年齢次第に薄くなるなり、中年以後老者は淺黃なり、至極老人は、白色の練の奴袴なり、指貫の色、年齢による事、十五歲（中納言大將時、薄色固織物）十七歲（大納言、薄色固織物）十八歲（綾同文、同官薄色）二十八歲（左大臣、綾淺黃）三十七歲（關白直衣始、薄色固織物）光明寺殿下道家の、着用の次第如此、凡是を以て、なぞらへしるべき儀歟、但時に寄りて、又故實有べし、極ての晴には、老人も、紫の指貫を、着用する事侍るなり、西三條裝束抄云、指貫の文、天子、霞地に窠文、或雲立涌、凡主上指貫を召す事は、五節參入、并殿上淵醉の夜、指貫を召す、是は侍臣に相交て御覽の由なり、仍晝の御座の御劔を、召具せざる事なり、又蹴鞠の時、内々着御あり、八十二代、後鳥羽院、蹴鞠御好の故に、此御代よりの事なり、（古は蹴鞠の時も、小口袴を召と見えたり）仙洞、八葉の菊、或鳥多須岐、藤の丸、雲立涌なり、五十四代、花園院二十四歳の御時、初て藤の丸を着御のよし見えたり、將軍家、鳥多須岐、或藤の丸、雲立涌なり、但年齢、官位によ

りて、用ひられ侍る事なり、攝家、鳥多須岐、藤丸、雲立涌也、雲立涌は、攝關の後に着用すと見えたり、
 雅抄云、指貫、紫、はした色、薄色、ねり淺黄、はなだのうち指貫、もえきのさしぬき、後照念院抄云、藤丸文如斯
 (指貫文同じ) 三光院内府記、直衣條下云、指貫十五歳迄は、濃物薄織物(自十六歳、薄色ノ浮紋(鳥多須幾)卅歳
 計之時、藤丸薄色、四十以後、花田指貫、裏平絹、色ハ依年齢、見右殿上人ノ時、大臣ノ孫迄ハ、直衣指貫等、如公卿
 着用之、可聽禁色之由、蒙宣旨以後、着用之候、非色之殿上人ハ、平絹ノ直衣、平絹ノ指貫着用之也、冬ハ面練貫、
 裏平絹二藍(非色トハ、大臣ノ彦以下、大中納言家之事也) 世俗淺深秘抄云、指貫色ハ、紫濃薄之色、濃薄瑠璃色、
 紫苑色等也、此外蒲荷染、多青色、并青打、大略禁色ヲ着ル人、十七八許ナル、可然時、着青色、其青サ頗濃、女房者
 萌木匂衣ノ、第三許吉程也、青打、其ヨリモ少薄程吉也、青打必有風流、或絶繪、或以糸置物也、四位五位裝束
 抄云、奴袴(和訓サシヌキ袴、故指貫トモ書ナリ)いにしへは、夏は生冬に練なり、公卿、并聽禁色殿上人文あり(浮
 織物用織物、紫淺黄、隨年齡、タテ紫、ヌキ白ノ糸ヲ以テ、是ヲ織ル)或紫薄色平絹、又地下は不論老若、無文淺黄
 (タテ淺黄、ヌキ白ノ糸ヲ以テ、コレヲ織ル)或は淺黄平絹付色多着用す、又於武家諸大夫は、淺黄平絹なり、侍
 従少將、無文織物の薄色、又淺黄(タテ淺黄、ヌキ白)被着用之、紫の指貫は、輒く不被用之由、於武家、御制ありと
 見えたり、四位五位裝束抄云、公卿、并禁色の人被着用候、指貫如何、攝家童體の御時の二重織物指貫(上は縮練綾
 綾地龜甲)元服の後、紫龜甲の指貫、以後薄色の鳥禰の文(以上浮文)次薄色の藤の丸、次淺黄丸(以上用文)隨年齡
 着用あり、清花は、二重織物若し給はず、其外家々の公卿、并に禁色の人ハ、鳥禰より下の文、用ひ給ふ事なり、色
 深淺は、年老次第にうすく、老人は、白色練の指貫、着し給ふと見えたり、次將裝束抄、指貫事云、自十月維摩會
 比、至四月御禊前、用練指貫、自四月御禊日、至十月十日比、生指貫(若五節、着夏之衣之輩、相待其程、不改冬衣)

但九月九日以後(或説、必不待九日、有可然晴時着之)晦日以前、着紫苑色指貫之人、着練指貫、件指貫、古人、紫苑
 色面、青裏着之、近代只以例、薄色指貫、稱紫苑着之、雖着紫(冬)二藍(夏)人、於此間練指貫者、猶可用紫苑色、秋
 中、不着此色之人、尤過十月上旬、可着冬指貫歟、雖着紫苑色、於袍者、猶着夏袍、極熱之比、着瑠璃色指貫、近代雖
 屬冷氣、不憚、猶似不知故質歟、如洛外、非尋常出仕之時、色々末濃村濃、如唐綾、非制限、隨時着之云々、四月十日更
 衣後、不着直衣(此間、宿衣用位袍也)及着改指貫之時、始着直衣也、首書云、夏指貫、狩衣、薄平絹用程人、着薄物指
 貫、假令英華之輩、不着綾羅之程、猶用薄物也、如下官(無文織綾薄色指貫)無前途之輩、過壯年薄物、依異様不着
 之、近代、無文織綾薄色指貫、人多着之、古人云、如近衛司、努々不可着、老者之依無止事、用生奴袴之時、着用物也、
 近代少年時着之、冬志々羅綾、古人又惡之、近代每人着之、直衣同前、
 吉部秘訓抄云、奴袴、紫可止歟、答云、今は薄色可宜、晴時許、腹白にてもありし、又薄物は、瑠璃色之時用之、物
 具裝束抄云、若年公卿、冬紫織物指貫、文鳥多須支、夏二藍生指貫、文同、自五月、薄物(ルリ色指貫、文三重タスキ、
 至八月着之)壯年人、薄色織物指貫(文藤丸)冬面裏練之、夏面生裏練之、織物淺黄指貫、中年公卿、晴時着之、綾指
 貫、壯年以後、夏冬通用着之、宿老大臣、着平絹指貫、伏見院震翰抄云、指貫、四位五位は平絹、公卿以上は綾并に
 織物也、織物は、若年の人、聽禁色以後用之、綾は、中年以後之人用之、綾は、十五以前人、濃紫の浮織物、文つゞき
 龜甲、裏同紫平絹也、サヤ〜と張也、是は春冬の事也、夏は生の浮織物、色二重濃紫、文同冬、皆經緯ともに染めて
 織之、裏生の平絹、文同面(中畧)龜甲、裏同(生色紫也)此年齡(十五以後)鳥禰浮織物(色紫)裏同前、夏は生織物、文
 并裏同前、或又如此、若年の人、夏薄物大文、(三重多須岐)瑠璃色(如淺黄云々)指貫用之、又薄色(文鳥禰)織物用
 之(經濃薄色綠白)浮織物固文、(或は藤丸)依年齢、并官途用之、中年以後、薄色綾指貫、文藤丸、色淺黄、依年齢、次

第依老、薄くなす也、夏冬無差別、練奴袴也、^(イ指貫)至極老人は白色也、又淺黄綾差貫、中年之人用之、着薄色之人も、依事用之、奴袴を括事、紫の指貫着する人、多分腹白を括るなり、腹白と稱するは、白組紫組二筋を、奴袴の括り出す處へ入れて、長くばあまして引出して封じ、緒の如く組みたるなり、(或又猿尾とも)薄色奴袴には、腹白は不括事なり、(尾とて一結之緒、四五寸計切て引事也、)結は一筋、或は引出て結之、或は又籠むる也、中年以後一向此之、勿論の事なり、當代裝束抄云、指貫、聽禁色人、三十歳壯年の時、鳥多須岐、宿老の後、房藤巴の遠文也、有堅文浮文、或は奴袴、凡地藤、白藤紋指貫は、攝家清花公卿着之、地青白藤丸紋は、名家以下公卿着之、老練相違有之、鳥禪の指貫は、大臣清花息着之、四位以下皆染平絹也、指貫濃紫、公卿若き時着之、老年に成に隨て、薄紫に成る、年寄に隨ひ淺黄、又白きを着す、是きばなり、色をすりはがして、久しく年經たると云ふ心なり、公卿は大文の指貫、殿上人は綾文の指貫、紫又は淺黄紫の時、平絹にてするなり、淺黄の時、地下淺黄平絹なり、禁裏御裝束記云、指貫、諸家、常紫堅紋藤丸、四十歳已後より、淺黄藤丸、四位以下平絹紫染、今見ゆる武家侍従は、淺黄織物、諸大夫は平絹淺黄染、禁裏御裝束記、臣下衣冠條下云、指貫、濃紫、禁色の人、浮織物、若年程薄紫、紋鳥禪浮紋、紫淺黄藤丸紋、次第年おとなしきに隨ひ用之、非色の人、平絹是紫なり、裝束要領抄云、奴袴、或用指貫、字中畧(此所四位五位裝束抄同文)又於武家諸大夫は、淺黄の平絹、侍従少將中將は、無文織物の淺黄(タテ淺黄ヌキ白)を着用せられし、紫の指貫は、輒く用ひられざりしを、近頃審容來聘の時より、御沙汰ありて、五位の諸大夫は、無又淺黄指貫、四位諸大夫紫、侍従少將ハ、皆薄色の指貫、着用のよしなり、織色染色は上に同じ、或記云、奴袴(經白緯紫、龜甲紫)文龜甲大輪、後西院着御、文容云、二倍織物、地紫浮織龜甲、地紋經緯紫、丸紋白浮織、但練糸、幅二尺三寸七分、用攝家、雜史云、四位五位殿上人、同諸大夫、裝束皆具無別、然ドモ、指貫、公家ハ紫色、諸大夫ハ淺黄

也、禮節大ニ違フ、同シ位ニテモ、殿上ハ上、地下ハ下也、地下ハ昇殿ヲユルサレヌヲ云フ、雜史云、奴袴、侍従少將ハ深紫、四位五位ハ淺紫、三位以上ハ藤鳥多須岐、久我家ハ、籠リンダウタスキナリ、薩戒記云、應永廿二年三月廿日、指貫、織物與綾着用之時分、更不可有差異、但以色、分別老若、薄色若淺黄、四十以後也云々、凡鳥禪ナラバ浮文、藤丸ナラバ必固文に候歟云々、
 文傍推談云、鳳鳥有雌雄、々自尾中先柿色、雌自尾中先白色、各尾長短、白節許、無翼無脚足、皆青、唯間薄處有光毛、亦柔毛(以上見所)圖左記之(圖畧)指貫の文、依姓氏、可有差別乎之事、凡指貫の文、多是藤の丸を用ひらる、思ふに是は、藤氏の繁榮なるゆゑにや、しかるに、諸氏もまた、混じて、藤の丸を用ひらる、事、其子細有りや知らず、已に藤原氏の中においてさへ、替れる品ありて、三條家には輪違の文の指貫を、用ひ給ふ例も有りき、況や諸氏に於てをや、何ぞ差別なからんや、先久我の家には、壯年の間、龍膽多次支を用ひらる、尤さもありぬべき儀なり、但老年に及び給へば、又藤の丸を用ひらる、由なり、若是も混じたるやと思ふ、より玉ふ所のいはれ有るを、いまだふかく考ふべき事跡方なき故に、只臆説によりてしるしぬ、夫鳥禪の文、諸氏にわたりのぬべき歟又云、鳥禪の文の事、又指貫の鳥禪といへる色は、是鳳鳥と云ふ比翼の鳥なり、直に此鳥を見れば、上に兩鳥相わかれて、各翼もなく脚足もなし、ともに尾ながうして、尾の中より肉筋ありて、相つゞけり、則尾をしてよくとぶと見えたり、今指貫や、屏風の裏形に用ふるものは、左右相離れざる心にや、又一ツ鶴々鳥といへる比翼有り、其鳥は、一翼一目、相得て、兩鳥翼を並べて飛ぶ、と博物志に見えたり、但其鶴々鳥と、爰にいへる鳳鳥とは、別の物なり、此鳳鳥のことは、本草に見えず、子細委しからねども、是は正しく見及びければ、左に圖をしるしぬ、又古き屏風の裏形を見るに仍、此圖をも又共に加へ記せり、點見有るべし、或記云、奴袴、地文龜甲、紫浮織綾奴

袴、線綾白練絲織、攝家若年、未聽禁色人、十五歳前、着裏紫平絹也、親王有着用、又云、經緯白、又以緯白練浮織鳥襷、攝家十五歳後着之諸家宰相三位、亦聽禁色雲客、中年前着之、非色人紫緯白(經紫、緯白無文)或紫平絹也、雖四五位地下練平絹也、三位以上縹大紋也、又云、經淺黃緯白文、以緯カラム、中年薄色綾色也、淺深造老^(本ノマ)薄極老、又白練奴袴、攝家着三縹藤、文容云、鳥襷奴袴(三丈二尺幅一尺二寸)經薄紫、緯白紋、緯白糸ニテ付ル、但練糸、口延七六朔、應司大將殿用、又云、八藤三戻り大臣職歟、職事用色紫淺黃、枕草紙、頭の辨の御もとよりとて、主殿司などやうなる物を、しろきしきしにつ、みてと云へる段に云ふ、さしぬきもなぞ、あしぎぬ、もしは、さやうの物は、あしぶくろなともいへかし、○義按、上皇親王よりはじめ奉り、攝清諸家に至りて、地文縹やうの品々、裝束諸抄にくはしくしるし給ひ、已に一の制となれり、然れば、今更いふべき事、聊もなし、雜令云、官戸奴婢、三歳以上、毎年給衣服、春布衫袴袴各一具、冬布襖袴袴(謂襦者短衣也、袴者女裳衣也)各一具、皆隨長短量給、西宮記云、古時有制、臣下不用、近代五位以上、及昇殿六位皆用之、高倉家傳云、鳥襷、大納言の大將、中將、少將、職事用之、鳥襷は、紫計なり、淺黃はなきなり、固文も有り、之は藤にも浮文有り、老年は、固文の鳥襷にてもなく、夫をば、藤の浮文を着するなり、

三位差貫

高倉家傳云、鳥襷を着て、中納言の中將と云へる時、紫の八ッ藤を着す、又大納言に任じて、紫の八藤を着し、又大納言の大將を兼ねて、鳥襷を着して、夫より大將を去り大臣計の時は、八ッ藤の固文也、壯年は紫の八ッ藤、四十以上は淺黃の八ッ藤也、

京關東、指貫色目深淺相違

或人云、京都は少年濃色、壯年半色、四十前後薄色者、縹次第薄ナリ、綾ハ白ナルナリ、關東、初縹四五位侍從、薄色緯白ヲ用ユ、(朱ハ三位以上)

禁色殿上人指貫故實事

世俗淺深秘抄云、着禁色殿上人、至千十八九着紫指貫、皆浮織物也、但朝夕夙夜、入内々着固織物并綾無禪、着薄色後無妨、着薄色程無定事、尋常廿許歟、可依其人體歟、

指貫寸法

從二位殿記云、九才、御指貫こき物地かめの甲、文ふせんれうの丸、とさの一條若公、九才時、したてやう、總丈數二丈二尺、御たけ三尺三寸、四ひろ、のより御うしろのは、二割になるなり、腰うしろ四尺二寸、前五尺五寸、從二位殿記云、さしぬきの長さ四尺(モ、ダチ高サ、下ヨリ二尺二寸)ひろさ一尺九寸(大の一尺五分、小の八寸五分)腰のながさ(前六尺、後五尺)ひだ横一尺一寸、前後同、已上文明二年三月六日、記之、從二位殿記、さしぬきの長さ四尺(モ、ダチノ高サ、下ヨリ二尺二寸)ひろさ二尺九寸(大の一尺五分、小の八寸五分)腰の長さ(前六尺、後五尺)ひだ横一尺一寸、前後同じ、已上文明十四年正月二十四日記之、裝束抄云、指貫、上サマハ實身、御寸法ニ六寸五分ナガシ、大臣以下次第ニ、殿上人、三寸五分、地下一寸餘、或ハ餘ナシ、廣サト長サヲ二ツニ折リテ、猶一寸ヒロシ、上サマノナリ、殿上人ナドハ、五分マサル、地下ハアマラズ、此内大小アリ、大ノハ、小ノニ二寸五分マサル、是モ寸法ニヨリテ、一寸マサルモアリ、モ、ダチハ、ナカラヲリナリ、又ハ一寸アガル、ク、リ一丈二尺許、文容云、奴袴三丈二尺、色濃薄好次第、幅一尺一寸五分、但シ身ハ外ナリ、經淺黃緯白紋、緯白糸ニテ付ル、但カラミツケ八ッ藤、

指貫着様

衣文忠童訓云、指貫、上結下結、其尺によるなり、上結尋常上下用之、褻の時、或は衣單、或は帷子をかきね給ふ時、人によりて下結(若年腹白)あり、是秘事、ならひあるよしなり、或は上結も子細なし、又腰は、まへにて諸釣にゆふなり、雜史云、如袴、先前ヲ不當シテ上結リ、其紐ノ長キ故ニ、前ニテ帶ニク、リ付クレハ、上ク、リノ不落ナリ、扱前ヲ當ル事ナリ、下結ニ腹白ト有ハ、紫ト白ト緒打交ルナリ、組緒ハ付モノナリ、禁裏御裝束記、衣冠着用條下云、指貫、こぶらの上にて二重廻し、足の内の方にて、とけぬやうに給ふ、

籠結

或人云、不見様結、亂結、腹白ニモ不有、

結上

奴袴、有上結、下結異、是則上結也、

濃薄色指貫結組様事

世俗淺深秘抄云、次將、若諸衛佐、廿許年齡輩、着濃キ薄色指貫時、差同色結、其様如腹白、但組目頗於腹白短也、指様如例、

腹白

傍抄云、指貫腹白事、或書曰、少年壯年腹白結、少年之時、結ノ組ヲ、ク、リサシノ中央ノ程ニ、ツイトホシテ、マヘヲニ腹白ヲ結ル也、故殿(京極殿歟)仰曰、我一門、此前ノニ結ル、假令十六七以後ノ人ハク、リサシノ内ヲ融シテ、引出シテ、腹白許ヲ結ル也、中少將、侍從、兵衛佐之輩、年廿四五迄ハ、必可用腹白、頗サダ過ル時、朝夕有事煩

撤之、晴日猶可用腹白、如五節也、次雖三十之人、猶晴ニハ結ヲ不籠、腹白ノ程ヲ過テ、オトナシキ人ハ、指貫同色組ヲ融テ引出テ、白絲ヲ不交、其絲許ヲ、如腹白組テ、猶サグル也、(腹白ハ、四筋サガリタル、是ハ二筋也、及三十餘者、此事不可然也) 男裝束抄云、下結之事、若年ノ人ハ腹白也、中年ノ人ハシダシナリ、老年ノ人ハコメク、リナリ、以上ク、リ緒ノ品、如此ナリ、西三條裝束抄云、奴袴之結、紫の指貫を用ふる人、腹白を結る、腹白と稱するは、白組、紫組二筋を、奴袴の結差所へ入れて、長くあまし、引き出して、封結のごとく組みたるなり、薄色の奴袴には、腹白は不用事也、結は一筋引出して是を結り、或又籠る事なり、中年已後ハ、一向是を籠る也、但中年、已後も、晴の時は、猶紫の指貫の腹白を、用ゆると見えたり、又腹白の年齢過る人は、指貫と同色の組を用ひて、腹の如くさぐる例有り、淺黄の指貫には、白き組を用ゆと見え侍る、腹白の組は二筋にて、さがり四ツあり、餘の組は一筋にて、さがり二ツあり、腹白のさがりは長く、餘のさがりは短く侍るなり、或記云、薄色のさしぬきには、不用なり、腹白年齢過る人は、奴袴と同色の結なり、淺黄には白也、十四五歳以前歟

着單指貫結事

世俗淺深抄云、若殿上人者、單指貫時、結腹白如例也、

差貫色之事

紫指貫

雅抄云、むらさきのおり物さしぬきは、色ゆりたる殿上人も、うちのくら人などさる、たゞの紫、わかきかむたちめ、殿上人をさなき若き、五位六位、みなさることなり、必はらまろをさすべし、傍抄頭書云、紫指貫着用事、或書曰、紫奴袴ハ、及二十者不可着、近代之人々所見及、兼宗卿十七、少將之時着ス、薄色、五節、公衛卿(廿四)侍從之

時、猶紫奴袴也、人々所存様々歟、道資卿(十八)少將之時、着薄色、父内府(雅通)存生之時也、今案、仁安殿記、大納言殿命曰、四品之後、可着薄色也、云々、今所被思合也、但十四五六、猶可斟酌歟、不依官、隨年齡、用紫奴袴事、平治元年二月十日、中納言中將(基房)春日祭進發之日、被着紫織物奴袴、同日右大辨資長、着薄色奴袴、

萌木指貫

雅抄云、いろをゆりたる人、もえぎの指貫つねのことなり、同抄云、もえぎの指貫は、色をゆりたる人は、きたらんくるしかるまじ、わらは殿上人などは、つねに織ものにて着るなり、く、り、おもての色にて、くみさげけり、首書云、ほりかはの院のくらの御時、それがし、た、い、ま、な、お、ば、え、ず、五、十、よ、に、し、て、は、じ、め、て、藏、人、に、な、り、た、り、ける、も、え、ぎ、の、を、り、物、の、さ、し、ぬ、き、を、ふ、み、ち、ら、し、て、そ、は、わ、き、ち、て、朝、が、れ、る、に、參、り、た、り、け、れ、ば、み、か、ど、ゆ、し、の、さ、う、ぞ、く、の、さ、ま、や、と、て、す、こ、し、御、へ、い、き、う、の、て、い、な、り、け、れ、ば、か、し、こ、ま、り、て、つ、ら、い、て、君、の、ゆる、し、た、び、た、る、色、な、れば、し、ろ、し、め、す、に、お、よ、ば、ず、と、申、し、け、れ、ば、わ、ら、は、せ、給、ひ、け、り、故、殿、の、御、手、な、り、

傍抄云、萌黄指貫、仁安三十一廿二、童御覽、中將頼實、着萌木指貫、梅重出衣、今案、建曆庚寅日、當時右大將(家嗣)于時中將(着此色也、

瑠璃色指貫

傍抄云、瑠璃色指貫、仁安三四廿六、殿記曰、大夫殿(久我)教命曰、淺黄指貫、五月以後可着、(言瑠璃色) 或書曰、極熱之比、着瑠璃色指貫、近代雖屬冬氣不憚、猶似不知故實歟、西三條裝束抄云、瑠璃色の指貫、極熱の頃着用す、然るに冬に至るといへ共、是を着る、故實を知らざるに似たりと云々、一説に、五月以後着用せざる由記せ

り、然るに六七月、故人多く着用之、雅抄云、るりいろは、わかけれ共、殿上人杯の、暑きをり、ふたあゐもあつれたればきるものなり、又云、若き殿上人杯、るり色の指貫とて、淺葱のこきを着ることは、五月杯の、ふたあゐの指貫の、まをれたるをりきるることなり、近代いつもきる、ふしぎく也

殿上人衣冠之時、不可着瑠璃色指貫事

世俗淺深秘抄云、殿上人、夏の衣冠日、瑠璃色指貫不可着之、近代着之、甚非之、古賢殊不用也、

薄色指貫

雅抄云、うすいろ、又あさきもえぎなど□□も、殿上地下の五位、皆きることあり、首書云、薄色には、おなじ色のく、りを結びたるなり、はらじろをさ、す、又云、薄色は、つねに、五位六位、みなきる物なり、

夏薄色着事

雅抄云、夏うす色をきる、五位は、淺黄をきませたる、苦しからぬことなり、なつふゆ、あさぎのねりたるをきる人は、なつも、なつさしぬきはきす、又薄色の指貫、なつもふゆもきす、祝のことなどにて、かみなぎより、きせらるゝには、着ることなり、地下の諸たいふなれども、かすがまうでなどに、おり物のかりきぬ、からあやのさしぬきなどは、きることなり、又云、六位は、引陪木に、生絹のひとへをかかねてきたるなり、十月一日より、冬の束帯なれども、又衣冠は、五節の頃までは、夏のなり、六位のさしぬきもきるなり、うちのくらんごなどこそあれ、院のくら人など、東北院のねん佛のころより、うすいろのさしぬきを、しをんいろとてきる、さてもありなん、たし、しをんいろはひがことなり、ほかにしるしたり、わかやぐ人は、なつすゝしの指貫を、あさぎにても、うすいろにても、きませてる、つねのことなり、五位になりなば、冬淺葱をどくきよ、あしからず、

飭抄云、宿老之人、大將後、着薄色双袴、仁安三八廿二、殿記曰、爲御使、參花山院(忠雅)着直衣可參院、愚意所存、淺木指貫、何様可候哉、古賢大將之後、着薄色云々、土御門(師房)殿、拜賀翌日、令參宇治、着直衣(毛車)令帶劔笏云々、而今度、令相具之由、在御記、然者今度、此定可候歟、御返事曰、尋常儀薄色宜歟、淺木何様可候哉、然而卒爾也、淺木又有何事哉、去廿四日、御直衣始、薄色練指貫、同頭書云、保安五七十三、若宮、渡御白川院、公卿已下四人、皆被着薄色奴袴、有別仰、飭抄首頭云、年少大臣、晴時、可着堅織物指貫事、保延三十二、法性寺御八講、堅義日也、或(賴長)秘記曰、參近衛殿、大殿(忠實)問曰、着何指貫哉、余答曰、薄色綾指貫、殿下起色曰、年少大臣、堅義日、必着堅織物指貫、何可隨老人作法、於老人者、雖淺黃平絹、有何憚哉、又云、公卿、借用殿上人奴袴事、久安四二十一、攝政、法性寺邊移徙(宇治左府)着宿衣借用侍從師先薄色指貫、余無薄色指貫之故也、又云、四品之後、可着薄色指貫事、仁安三正八、殿記曰、大納言(雅通)殿(久我)教命曰、四品之後、可着薄色指貫、是入道殿(中院)仰也、薄色指貫結腹白也、是又入道殿(中院)仰也、通方案、兩祖御命、尤可信受、雖然、近代十二三歳輩、多昇四品、帶高官、尤可斟酌事歟、已異于古也、

紫苑色指貫

飭抄云、紫苑色指貫、或人書曰、九月九日以後、(或説、必不侍九日、有可然晴時、着之)晦以前、着紫苑色指貫之人、着練指貫、件指貫、古人、紫苑色面薄色青裏着之、雖着紫(冬)二藍(夏)人、於此間練指貫者、猶可用紫苑色、秋中不着此色之人、尤過十月上旬、可着冬指貫歟、雖着紫苑色、於袍者猶着夏袍、西三條裝束抄云、紫苑色之指貫、九月九日以後、晦日以前、紫苑色の指貫を着す、或説に、必九日を不侍、可然晴の時、是を用ゆと云々、雅抄云、しをんいろのさしぬきとて、九月ばかりに、殿上人などさるは、おもてはうすいろの夏さしぬきにて、青裏の張裏をつ

けてさるなり、これしをんのいろとはいふを、たゞうすいろの、ふゆさしぬきをつけたる見ぐるしくかやうのことをしりたりとて、人まへはれにていふべからず、おのづからとふ人あらば、こたへもし、又さもあらむ人には、はしたくをいふべし、むげにしらぬやうなるもわろし、たゞし、ひすることは、やすく人のしつべき事を秘するなり、大事なることは、いへどもきき、とる事なし、又云、しをんいろは、つねにさる物にあらず、秋はじめにさるものなり、うすいろの、なつさしぬきのおもてに、うす襖のねりうらをつけて、すはうのしろうらのかりきぬ、す、きをみなべしの、す、しのきぬなど、うつくしきものなり、須磨卷、河海抄云、白綾の御衣に、紫苑色の指貫とのせられたり、さもあるべし、

練のさしぬき

橋姫卷、河海抄云、練、直衣指貫、須磨卷、河海抄云、練指貫、練をかとりとよみ、絶をきぬとよむなり、

半色の指貫

雅抄云、はした色、これ又、おとなどつわかき人などは、さることなり、飭抄頭書云、白紋御奴袴、保安四二二、新院始御幸、御指貫、半色二重織物、鸚鵡唐草白丸文、無文青鈍奴袴、

二藍指貫

雅抄云、ふたあるは、幼く若きみな着ること、つねのことなり、はらじろをさすべし、

花田打指貫

雅抄云、はなだの打さしぬき、をさなき殿上人、もしくは六位なりとも、ことあらんには、着たるくるしかるまじ、

傍抄頭書云、嘉禎三十一十九(寅日)殿上之淵醉、大政入道(公經)末子少將實藤、着梅丸白文、紫二重織物指貫云々、如此事如何、執柄臣嫡家、多者無止人着之也、但當世獨歩人、不能子細哉、後日、六條大納言有傾奇也、

五節着夏指貫事

傍抄頭書云、可着夏衣冠敷之由、有後日之難云々、又云、五節、着夏指貫事、(頭書)嘉禎二年十一月五節寅日、花山末子、少將(年十五敷)直衣冬如常指貫、(單衣二藍)紫匂三青單衣、欸冬打衣青透云々、如仁安御記、或人抄者、可着夏袍敷、如何、保延二年十二八、宇治左府(于時内大臣大將)壯年直衣始、織物薄色堅文、指貫籠袴、仁平三二廿八、中納言中將兼長直衣始、薄色浮文指貫、

夏冬指貫交衣事

傍抄云、壯年公卿、冬指貫、夏指貫着交事、仁安三五二、殿記曰、太夫殿(久我)仰曰、冬指貫、年少公卿、與夏指貫、着交常事也、宿老之人者、不及沙汰、着冬指貫者也、又云、或人衣抄曰、自十月維摩會比、至四月御禊前、用練指貫、自四月御禊日、至十月十日比、生指貫(若五節、着夏衣之輩、相待着冬衣)仁安二九十八、殿記曰、參殿尋申曰、夏指貫、何比マテ可着候哉、被仰曰、五節マテ令着也、故入道殿御教命ニハ、着夏指貫、色々ノ衣可透也、冬指貫、維摩會行事辨下向可着、其前貫首着之、雖然好事人者、十月龍居五節着之、來月上旬衣冠、猶着夏指貫也、雖廿日比、可着衣冠、保延二四、御禊、或秘記曰、雅賴談曰、自今日、可着生奴袴云々、此事、在雅兼卿記、是故花山院左府(家忠)殿之仰云々、但彼卿曰、雖無所見、古人之着用如是云々、仁安三四六、殿記曰、着衣冠(冬袍冬指貫)祭以前不着、夏直衣指貫、今按保延雅賴談、仁安故殿(道親)記、相叶或人衣抄意敷、但祭以前之由令記給、御禊前一兩日事也、只同事敷、

夏指貫

雅抄云、なつのさしぬき、ふたあめ、るりいろ、うすいろ、おりあさぎ、しをんいろ、

女指貫着事

枕篋紙、御經のことに、あすわたらせおはしまさんとて、といへる段に云はく、ぶせんといふうねめは、くすししげまさか知る人なり、ゑびぞめの、おり物のさしぬき着れば、しげまさは、色ゆるされにけりと、○義按、女のさしぬき着る事は、是馬にのれば也、いにしへは、掌侍命婦も、馬にのれる例あり、源氏夕顔卷、源語秘訣曰、女房のさしぬき着る事は、よのつねならざる事なり、西宮記、走嬭、唐衣比禮裳絹指貫云々、或抄云、御禊行幸之、掌侍命婦等、張袴上、着平絹指貫(如方指貫)騎馬供奉云々、或記云、西宮記のはしわらはも、共に御禊行幸の時の事なり、掌侍命婦等、馬にのらんがため、かりそめに、男の平絹指貫着るなり、明星抄云へることく、男童のさしぬき、しかるべき敷、夕顔卷云、おかしげなるさぶらひわらは、花鳥餘情云、さぶらひわらは、童女なり、わらは、夏はひとへ重の、あさみどりのはかまをきるべし、もの上に、男の指貫をきたり、めづらしき出立なるべし、弄花抄云、女の指貫着る事、いかなる時にか、一、答、女の馬にのる時、指貫をきるなり、

差子

高倉家傳云、差子は、略服なれども、今では一統に着す、然ども高倉家は、故大納言御近習の時、暑天之節、あつく思し召し、差子をめし給ふ、夫よりして、今着し給へども、全體故實にはなき事なり、

素組

高倉家傳云、指貫、或白袴、寺法ニモヨル、

隨兵五位着奴袴

吉部秘訓抄云、隨兵六人(紺青丹、此中五位着奴袴、天永之比、曾祖父實光卿、爲宇佐使下向日、令着之、一日示合之時、答可然之由畢、)檢非違使府生、久見等相具之、云々、

凶服

鈍色指貫

葵卷花鳥餘情云、中將の君は、姉妹の服三月、いとま廿日なり、鈍色直衣平緒、冬練有裏、夏生無裏、指貫は、夏冬同、鈍色は移花にて染むるなり、うすらかとは、十月の更衣の次に、色をうすくなすなり、源氏真木柱卷云、青鈍指貫、類聚諒闇條下云、指貫鈍色平緒、玉葉曰、(壽永元八十四)着鈍色小直衣指貫等、是淨衣ノ體(皇嘉門院御服中)、

青鈍

傍抄頭書云、保安五十四、兩院御棧敷御幸、殿下澁打ヒキ出衣、青鈍無文奴袴、依仰、着薄色奴袴、

青鈍のきの指貫

源氏真木柱卷云、青鈍のきの指貫、秘抄云、キとは、綺織なり、弄花抄云、からのきのさしぬきにや、綺此國にも織也、きのさしぬきは、いか様なる時可用にか、風流の時用ふる指貫なり、

青鈍掛指貫

源氏須磨卷云、山かづめきてゆかし、色のさはやかなるに、青にびの掛指貫、うちやつれて、傍抄云、青鈍浮文ノ奴袴、保安五十廿一、新院、高野御幸、御後、左衛門督道季卿、青鈍浮文、綾織物奴袴、

素服指貫

喪服事、素服條下云、指貫袷裏、或薄黒單、

心喪指貫

玉葉云、心喪裝束、鼠色、平絹直衣指貫、各有同色裏、

下袴

西三條裝束抄云、下袴、腹白を用ふる程の刷の日、是を用ふ、腹白の結の時は、必是を用ふるなり、是も昔は綾なり、近代は平絹、十五以前の人濃き蘇芳、十六以後の人紅、長大の後白色なり、裏は表に同じ、文強ち定事なし、近代平絹を用ふる故に、文の沙汰に及び侍らざるなり、

桃花藥葉云、下袴、紫若薄色指貫、下結の時、若年人用腹白組、指貫の上より貫之、或籠結の末を組みて垂之、或又籠結無腹白ても、以紫組一筋結之也、淺黄指貫には、白組一筋用之、衣文恐童訓云、下袴、尋常不可用之、或ハ褻ノ時、衣單を用ひ給ふ日、指貫を下結にし給ふ時は、下に紅袴を着し給ふなり、故に下袴と云ふ、傍抄云、下袴、宿老ノ人白下袴、壯年用紅下袴并濃下袴(故有雅卿ハ、着黄生下袴、(白下袴下着之、自切口令出ナリ)資賢卿、常着之云々、後日、對面正佛房之次、(號馬人道)問之、答曰、故入道、常雖着之、非此袴云々、老後可着白下袴事、仁安三正八、殿記曰、大納言殿(久我)致命曰、老後可着白下袴也、生單ノ下袴、保延二九二、鳥羽競馬、宇治丞相、衣冠白裕生單ノ下袴、

男裝束抄云、白下袴事、狩衣袴袴の下ニ着之、不苦、元來親王如此體也、然ルヲ當時大臣着之、三公以後ハ、親王ハ、其粧依同事如此歟、尤不苦也、或記云、上結之時不用之、下結之時用之、

躑躅嘶餘云、上結ハ、膝の下にて結るは、クルブシノ上にて結るなり、 四位五位装束抄云、下袴本儀綾也、十五以前の人、濃色(濃蘇芳の事也、今フシカチにて染むる也)十六以後紅、老年後白色也、文定る事なし、略儀、近代平絹なり、下結の時、指貫の下に用之、 雜史云、下袴、指貫ノ下ニ着ハ、白キ長ノ如、下結ノトキナリ、薄アリ平生上結ナリ、上結ノ緒ヲ、丸グケノ帶ニユヒツクル、上結ヲオチザル爲ナリ、丸グケノ帶ハ、衣冠帶ナリ、下袴仕立常長袴、喪服事云、下袴練白、

黄生下袴事

世俗淺深秘抄云、黄生下袴、宿老人着之、淺位人不可然歟、

下袴寸法

從二位殿記云、御下のはかま、ながさ五尺(御さしぬき四尺なり、御袴一尺、ながさ裏おもて、ぬきおなじのり)つねのしやうぞくの裏の、こはさほどにはりて、ひめのりを、はけにて、しやうじ張のりより、ちとるめにして、ひき候て、したて常のごとくぬひたて、おもひのひざの上に、縫ひぬ有るべし、ひざかへすは、をりめつき、よわくとなるゆゑなり、さしぬきより、五分ヅ、ひろめにぬひて、ありきよきなり、 從二位殿記云、下の袴、ながさ三尺五寸、廣サ五尺三寸五分、はらじろ長サ、九尺ヅ、二筋、 或抄云、下袴、長一尺、廣サ一寸、指貫マサルベシ、

腰次

衣紋愚童訓云、腰次(白布袴也)但上結の時は、用ひたまはず、或腰次を用ひ給ふなり、尋常兩様共に、一向着用なし、只指貫ばかりなり、 四位五位装束抄云、腰次とは、布の袴なり、上結の時用ふるなり、是も單に衣をかさぬる時の事なり、 要領抄同文、 雜史云、腰次布袴ナリ、指貫ノ下ニ着ル、上結ノトキナリ、

葛袴

装束抄云、葛袴事、長、キビスヨリ五分バカリ餘ル、廣サハ、長サノ半分也、但三分計マサリモスル云々、

裝束集成三之卷終

